

ラオス投資ガイドブック 2017

(2017 年 3 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責条項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ビエンチャン事務所が弁護士法人 One Asia ラオス事務所（One Asia Lao Sole Co., Ltd.）と共同で作成し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co., Ltd. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co., Ltd. がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に関わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所
E-mail: LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

第1章 分野別外資規制の詳細 その1.....	7
1 外食業.....	7
(1) 法令上の定義規定.....	7
(2) 関連法令.....	7
(3) 外資規制と登録資本金.....	7
(4) 監督省庁および事業ライセンスの取得.....	8
(5) 登録要件.....	8
2 小売業.....	8
(1) 法令上の定義規定.....	8
(2) 関連法令.....	8
(3) 外資規制と登録資本金.....	8
(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得.....	9
(5) 登録要件.....	9
3 学習塾事業.....	9
(1) 法令上の定義規定.....	9
(2) 関連法令.....	9
(3) 外資規制と登録資本金.....	9
(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得.....	10
(5) 登録要件.....	10
4 フィットネス・スポーツ教室事業.....	10
(1) 法令上の定義規定.....	10
(2) 管轄省庁と関連法令.....	10
(3) 外資規制と登録資本金.....	10
(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得.....	10
(5) 登録要件.....	10
5 理美容業.....	11
(1) 法令上の定義規定.....	11
(2) 関連法令.....	11
(3) 外資規制と登録資本金.....	11
(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得.....	11
6 マッサージ業.....	11
(1) 法令上の定義規定.....	11
(2) 関連法令.....	11
(3) 外資規制と登録資本金.....	11
(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得.....	12
(5) 登録要件.....	12

第2章 分野別外資規制の詳細 その2.....	13
1 物流関連業	13
(1) 管轄省庁と関連法令.....	13
(2) 業種定義.....	13
(3) 外資規制.....	14
(4) 会社設立と物流業関連ライセンス取得.....	16
(5) 物流関連のコンサルティング業務.....	16
(6) 通関サービス	16
2 建設業.....	16
(1) 監督省庁と関連法令.....	16
(2) 業種定義.....	16
(3) 外資規制.....	17
(4) 会社設立と建設業関連ライセンス取得.....	17
第3章 投資奨励法の改正状況および施行状況について.....	18
1 基本情報.....	18
2 改正内容について.....	18
(1) 新投資法上の投資形態	18
(2) コンセッションに関する改正	18
(3) 駐在員事務所について	19
(4) 支店について	19
(5) Special Economic Zone (SEZ) への進出.....	19
(6) 最低資本金規制の改正	20
(7) 会社設立の申請の流れ	20
(8) 投資インセンティブ内容の改正	20
第4章 経済特区法の草案および施行状況について	25
1 経済特別区概念について	25
2 SEZの開発者(デベロッパー)について.....	25
3 税制恩典について.....	25
第5章 株主総会に関する規制の詳細について.....	27
1 定時株主総会	27
2 臨時株主総会	27
3 普通決議の定足数・決議要件.....	27
4 特別決議の定足数・決議要件.....	28
第6章 労働法に関する規制の詳細について その1.....	31
1 減給の可否について	31
2 平均勤務日数について.....	31
3 午前6時から午前8時までの時間外労働について.....	31

4	有給休暇の繰越について.....	32
5	給与支払いに関する通貨について.....	33
第7章	労働法に関する規制の詳細について その2.....	34
1	クォーターについて.....	34
2	契約解除について.....	34
3	外国人労働者の雇用期間の延長について.....	35
4	就業規則の記載内容について.....	35
第8章	社会保険制度に関する詳細について.....	36
1	社会保険制度に関する基礎概要.....	36
2	社会保障制度の詳細について.....	36
(1)	給付対象者.....	36
(2)	上限額の変更.....	37
(3)	保険料給付要件と保障内容.....	37
第9章	用地確保の留意点について.....	41
1	土地使用権利証.....	41
(1)	記載事項.....	41
(2)	土地権利書の役割.....	41
2	契約時の留意点.....	43
(1)	土地使用権利者の情報確認.....	43
(2)	土地使用権のリースに関する契約.....	43
(3)	土地使用権に関する税金および行政費用.....	44
第10章	知的財産権（特許）の詳細について.....	45
1	特許権の概要.....	45
2	特許の出願、登録手続き.....	45
3	日本-ラオス間の特許無審査特例制度について.....	46
第11章	紛争解決関連規定のアップデート.....	47
1	裁判制度.....	47
(1)	裁判制度.....	48
(2)	民事訴訟法.....	50
(3)	判決の執行.....	50
(4)	外国判決の承認・執行.....	50
2	調停・仲裁制度.....	51
(1)	ラオス国内における調停および仲裁手続き.....	51
(2)	調停.....	52
(3)	仲裁.....	52
(4)	調停合意・仲裁判断前の和解・仲裁判断の履行・執行.....	53
(5)	外国仲裁判断の承認・執行.....	53

第 12 章 年間輸出入計画書（マスターリスト）に関する詳細について	55
1 マスターリストに関する法令	55
2 マスターリストの定義	55
3 マスターリスト許可申請について	55
(1) マスターリスト許可申請方法	55
(2) マスターリスト申請に必要な書類	56
4 マスターリストの作成方法	56
第 13 章 環境関連規制に関するアップデート	61
1 環境影響評価（EIA）について	61
2 初期環境評価（IEE）に関するリストのアップデート	61
3 土壌の環境基準	66
4 騒音規制	67
第 14 章 税制に関するアップデート その 1 （源泉徴収税および非居住税務登録制度）	69
1 源泉徴収税の改正について	69
2 非居住者税務登録制度について	69
(1) Temporary Tax Payment Monitoring Certificate 制度の概要	70
(2) TTPMC の取得方法について	70
(3) TTPMC の納税義務について	71
第 15 章 税制に関するアップデート その 2（コンセッション契約）	72
1 コンセッション契約に関する VAT の取り扱い	72
2 対応方法	73
第 16 章 税制に関するアップデート その 3 （経済特区入居企業に関する VAT の取り扱い）	74
第 17 章 付加価値税関連法規に関するアップデート その 1	76
1 改正付加価値税法実施に関する財務大臣ガイドライン概要	76
2 経済特区から商品を輸入する場合	77
3 不動産事業に課税される VAT	77
4 レンタル事業に課税される VAT	78
第 18 章 付加価値税関連法規に関するアップデート その 2	79
1 コンサルティングサービスに関する VAT	79
2 金融機関に対する VAT 課税について	79
3 商品または財産の販売に対する VAT 課税について	79

ラオス投資ガイドブック 2017

第 1 章 分野別外資規制の詳細 その 1

ラオスでは建設、運輸、卸売・小売等のさまざまな業種で外資規制が適用されていますが、本章では、特にラオスで進出が増加しているサービス業務に関する外資規制について紹介します。

なお、外資規制の概要については「ラオス投資ガイドブック 2016 第 3 章」を参照してください。

1 外食業

(1) 法令上の定義規定

ラオスにおける「外食業」の定義は、次の通り飲食物が提供される場所を基準として、定義および分類されています（2013 年 8 月 24 日付 改定観光法 No.32）。

ア 「食堂」：飲食物を提供する場所（同法第 3 条 14 項）

イ 「レストラン」：飲食物を提供する建物あるいは場所。食堂とは異なり、敷地が広く、さまざまなパーティーを催すことが可能な場所（同法同条第 15 項）

ウ 「野外レストラン」：広い敷地と眺望があり、飲食物を提供することが可能な場所（同法同条第 16 項）

エ 「喫茶店」：適度な広さの店舗で飲み物を中心に軽食を提供する場所（同法第 3 条 17 条）

(2) 関連法令

レストラン業について、「2015 年ネガティブリスト No1328」に該当項目があり、企業登録前に関連する省庁に許可が必要な事業として規定されていますが、投資が禁止されているわけではありません。なお、2007 年に公布された「レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業管理に関する合意」については、現在、商工省および監督省庁内で改定が行われているといわれています。

(3) 外資規制と登録資本金

法令上、外資規制や出資制限規制は存在しておらず、外資 100%で出資可能です。最低登録資本金は、一般事業の 10 億キープ（約 1,250 万円）以上が適用されます（レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業管理に関する合意第 5 条 5.1）。ただし、ライセンス取得時には、当局の内規により、実務上、追加で 10 億キープ以上の資本金の積み増しが要求されている事例もあり、事前確認を慎重に行う必要があります。

(4) 監督省庁および事業ライセンスの取得

商工省（県商工局）発行の企業登録のほかに、「レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証」を情報文化局から取得する必要があります（レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業管理に関する合意 第9条および第10条）。同許可証は、1年ごとに更新が必要となっております。

(5) 登録要件

原則、従業員全員が必要な研修を受けていることが雇用条件となっております（レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業管理に関する合意 第4条）。しかしながら、運用上は、雇用後に従業員全員または数名に対して、観光局が実施している研修を受けるよう指導がある程度となっております（ビエンチャン都観光局回答）。

なお、特定の場所でレストランを開業する場合、情報文化局による現地審査（賃借物件、建設予定地）に合格する必要があります（ビエンチャン都観光局回答¹）。

2 小売業

(1) 法令上の定義規定

ラオス法上の小売業は、「個人や法人の消費を目的として、完成品を販売すること」と定義されています（2015年5月22日付小売・卸売り事業に関する商工大臣合意第No1005第2条）。

(2) 関連法令

これまで小売業は、外資の参入が認められていませんでしたが、2015年の商工大臣合意により規制が緩和されています。「2015年7月13日付外国投資家向け規制事業分野リストに関する通達 No1327」の中では、登録資本金や出資条件等により外国企業の出資可能比率が規定されています（小売・卸売り事業に関する商工大臣合意第No1005第13条）。

また、小売・卸売り事業に関する通達のほかに、「2015年9月22日付ショッピングセンター、百貨店に関する商工大臣合意 No1950」において、大型商業施設開発における外資参入の条件が明確化されています。

(3) 外資規制と登録資本金

登録資本金額に応じて、外資の出資比率が以下の通り規定されています。ただし、登録資本金が40億キープ未満の場合については、外資の参入は認められておりません（商工大臣合意第13条）。

¹ 企業登録前に当局による現地視察が実施されますが、法律上、規定のない非公式なものです。そのため、現地視察結果は文書で報告されることはありません。事前に視察を実施する理由としては、2回目の公式な現地視察が実施されるときに、既に大家と賃貸契約が済んでいるにも関わらず、物件が事業には適さないと判断される場合があるためです。従って、非公式な現地視察は、大家とのトラブルが起こることを未然に防ぐための措置であるとのことです（ビエンチャン都情報文化局・都教育スポーツ局回答）。

- ・ 200 億キープ（約 3 億円）以上：外資 100%でも参入可能
- ・ 100 億（約 1.5 億円）～200 億キープ（約 3 億円）未満：外資 70%まで参入可能
- ・ 40 億（約 6 千万円）～100 億キープ（約 1.5 億円）未満：外資 50%まで参入可能

(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得

商工省（商工局）にて企業登録をするのみであり、別途事業ライセンスを取得する必要はありません。

(5) 登録要件

別途法律や規則で定められていない限り、外国人を販売要員もしくは補助要員として雇用することは禁止されています（卸売・小売事業に関する商工大臣合意 18 条およびショッピングセンター、百貨店に関する商工大臣合意 20 条 7 項、26 条）。

3 学習塾事業

(1) 法令上の定義規定

ラオスではまだ学習塾という概念が一般的ではないため、明確な定義は存在しません。そのため、事業申請に際して、事前に教育スポーツ省と相談する必要があります。相談に際して、学習塾がどのような形態の施設で、誰を対象として、どのレベルの教育・サービスを提供し、どのような資格が取得できるのかなど、学習塾の提供する教育内容を総合的に説明することが求められます（ビエンチャン都教育スポーツ局回答）。

2015 年 7 月 16 日付改正教育法の中では、教育現場を以下のように定義および分類しています。教育現場とは、「学校内、学校外、公立、私立を含めて、教育サービスを楽しむあるいは提供する場所、研究する場所、訓練する場所、実地訓練する場所」と定義付けされています。それらの場所には、センター、学校、カレッジ、研究所、大学が含まれます（同法第 29 条）。

(2) 関連法令

改正教育法第 62 条および第 63 条において、個人、民間企業等による教育関連への投資に関して規定しています。教育方針においては、国の制度および教育スポーツ省が承認した教育カリキュラムに従う必要があると定められています。

(3) 外資規制と登録資本金

外資 100%でも、学習塾に関連したビジネスを行うことが可能となっています（ビエンチャン都教育局回答）。最低登録資本金は、一般事業の 10 億キープ（約 1,250 万円）以上が適用されます。ただし、技術職業訓練教育および外国人向けラオス語教育は、「ラオス国籍者へ保全される事業リスト」に該当するため、当該事業については、外資は参入できないので、注意が必要です²。

² 政府が定める技術職業訓練学校については、例外的に当該外資規制の適用を受けない可能性があります。

(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得

教育スポーツ省にて事業ライセンスを取得する必要があります。提供する教育サービスの内容により、ライセンス取得要件やライセンスの名称、更新回数等が異なります（教育スポーツ省回答）。

(5) 登録要件

特定の場所で教育実施する場合、教育局による現地審査（賃借物件や建設予定地の確認等）に合格する必要があります（ビエンチャン都教育スポーツ局回答³）。

4 フィットネス・スポーツ教室事業

(1) 法令上の定義規定

フィットネススポーツ教室という概念が比較的新しいため、法令上の定義は存在していません。2012年8月に公布された「改正スポーツエクササイズ法」における、「スポーツエクササイズビジネス」とは、「スポーツ大会の開催、運動器具・技術の輸入、選手の育成、スポーツにかかわるサービスの提供等を通じて、利益の追求、経済の活性化に寄与し、同分野の発展のために投資すること」と定義されています（同法第65条）。

(2) 管轄省庁と関連法令

管轄省庁は、教育スポーツ省ですが、店舗の居住住所を所轄する郡によって、立地条件などの基準が異なります。そのため、詳細な情報は、申請前に教育スポーツ事務所へ問い合わせる必要があります。

(3) 外資規制と登録資本金

運用上、外資100%でもフィットネスビジネスを行うことが可能です（教育スポーツ事務所回答）。また、登録資本金は一般事業の10億キープ（約1,250万円）以上が適用されます（改正スポーツ・エクササイズ法第66条）。

(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得

教育スポーツ事務所によると、商工省発行の企業登録証のほかに「スポーツ分野活動事業許可証」という事業許可証を、教育スポーツ省から取得する必要があります。なお、同許可証は1年間有効となっています。

(5) 登録要件

投資家もしくは経営者は、必ずしも専門的な知識が必要というわけではありません。ただし、

³ 企業登録前に当局による現地視察が実施されますが、法律上規定のない非公式なものです。そのため、現地視察結果は文書で報告されることもありません。事前に視察を実施する理由としては、2回目の公式な現地視察が実施されるときに、既に大家と賃貸契約が済んでいるにも関わらず、物件が事業には適さないと判断される場合があるからです。従って、非公式な現地視察は、大家とのトラブルが起こることを未然に防ぐための措置であるとのこと（ビエンチャン都情報文化局・都教育スポーツ局回答）。

インストラクター等については、専門性を持った人員を配置する必要があります（同法第 66 条、教育スポーツ事務所回答）。

5 理美容業

(1) 法令上の定義規定

現状において、理美容業に対する法令上の定義はありません。

(2) 関連法令

理美容業は、ラオスの伝統事業や大規模資本・先進技術を要しない事業に該当するため、ラオス国籍者のみに保全される事業として定められています（2015 年 7 月 13 日付ラオス国籍者へ保全される事業リストに関する商工大臣令 No1328）。

(3) 外資規制と登録資本金

外資は原則的に参入できません（郡情報文化観光局回答）。また、ラオス国籍の投資家の場合、最低登録資本金の規定はありません。

(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得

出店する場所の管轄にある郡の情報文化局にて、事業ライセンスを取得後に、商工局にて企業登録を行います（郡情報文化観光局回答）。なお、事業ライセンスは 1 年更新となっています。

6 マッサージ業

(1) 法令上の定義規定

現状では、マッサージ業に対する法令上の定義はありませんが、「マッサージ業は『診療所』で行われる医療行為である」と、2014 年に改正された「治療医療法」で規定されています（治療医療法第 3 条第 3 項および第 8 項）。

「診療所」とは、「専門家、診察室、基本的な医療機器で構成されている場所であり、入院患者用のベッドは保有および設置しない」と定義されています（同法第 3 条、第 21 条）。

(2) 関連法令

マッサージ業は、ラオスの伝統事業、大規模資本および先進技術を要しない事業に該当するため、ラオス国籍者のみに保全される事業として定められています（ラオス国籍者へ保全される事業リストに関する商工大臣令（No1328））。

(3) 外資規制と登録資本金

外資は参入できません（ビエンチャン都保健局回答）。ラオス国籍の投資家の場合、最低登録資本金の規定はありません。

ただし、外資の参入が 100%認められている民間病院内事業（2014 年 4 月改正民間医療機

関に関する首相令（No151）において、マッサージに関するサービスを提供することは可能とのことです（保健省回答）。

(4) 管轄省庁と事業ライセンスの取得

店舗を所轄する郡の保健事務所にて、「個人診療所設立許可証」という事業ライセンスを取得後に、郡商工事務所にて企業登録を行います（保健事務所回答）。なお、事業ライセンスは2年更新となっています。

(5) 登録要件

少なくともマネージャーレベルのスタッフは、マッサージ学校を卒業し、実務経験が7年間（国立病院などでの経験）以上あることが必要です（ビエンチャン都保健局回答）。

第2章 分野別外資規制の詳細 その2

本章では、近年、進出が増加している物流業および建設業の外資規制について紹介致します。

1 物流関連業

(1) 管轄省庁と関連法令

物流業は、公共事業運輸省運輸局陸上運輸課が管轄しています。物流業に関する法令は、主に二つ存在しています。一つ目は、「2012年12月12日付陸上貨物運送法 No. 24（以下、「陸上貨物運送法」といいます）」であり、二つ目は、「2012年12月18日付複合的な手段による貨物輸送法 No. 28（以下、「複合輸送法」といいます）」となっています。

前者は、陸路のみの車輛による貨物・旅客運送業、貨物管理業務（フォワーダー業）、倉庫事業、ロジスティクスセンター、配送業、レンタカー業に関して、後者は、二つ以上の異なる手段（例えば、陸路と海路等）の複合貨物輸送業に関して規定しています。

(2) 業種定義

陸上貨物運送法の中で、陸上貨物運送業は以下の通り大きく分けることができます。

ア 国内陸上貨物運送

定義：ラオス国内、郡内、県内、県を超える陸上貨物運送（同法第10条）

業務内容：さまざまな車両による旅客、貨物、材料、動物の陸上運送（同法第2条）

イ 国際陸上貨物運送業務

定義：ラオスと他国二国間運送、仕出国からラオス通過して第三国へ運送、あるいは仕出国から第三国を通過してラオスへの運送（同法第10条）

業務内容：ラオスが加盟している陸上貨物運送業に関する国家間の協約、条約や契約に則った事業（同法第29条）

ウ 貨物管理業務

貨物管理業務に関しては以下の通り大別されます（同法第40条）。

- ・ 国内貨物管理業務
- ・ 国際貨物管理業務

定義：集荷、積載、梱包、発細書の準備

業務内容：集荷、梱包、積載、実運送業者への貨物受け渡し、インボイス（輸出貨物の明細書）、 SHIPPING MARK（荷印印字、注文番号入力）、パッキングリスト（梱包明細書）などの各種提出書類の準備と規定しています。

エ 複合貨物輸送業務

複合貨物輸送法によれば、複合貨物輸送業務は以下の通り定義されています（複合輸送法第 26 条）。

定義：陸上、鉄道、水路、海路、空路あるいはパイプラインの、二つ以上の異なる手段を使用して貨物をラオスと仕向国あるいは仕出国からラオスへ輸送することと規定されています。

業務内容：複合的な国際貨物運送あるいは国際貨物管理業務と規定されています。

(3) 外資規制

国際物流業およびその関連業務は、自然環境や社会に影響を与える業種に該当し、「条件付きで外国企業が参入できる事業」として規制されています。陸路による乗客輸送と国内陸上貨物運送業務を除いて、外資出資比率に規制があります（2012年 8 月 21 日付公共事業運輸セクター企業設立に関する規則 No.13779）。

<外資規制一覧表>

	業務内容	外資規制	最低資本金	備考
1	陸路による乗客輸送 (メータータクシー)	外資 100% 出資可	50 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none">・経営者は 5 年以上の経営の経験があること・運搬分野の技術が上級レベル以上であり、最低 2 年間の経験があること・20 名のドライバーを雇うこと・整備されたタクシーを 20 台保有していること・配車システムが構築されていること
2	国内陸上貨物運送業務 (トラック等を利用した国内陸上貨物運送業務)	外資 100% 出資可	30 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none">・車両は 20 台以上・経営者は 5 年以上の運送業務管理経験をもつこと・運送業分野の技術が上級レベル以上である技術者が全技術者の 20%以上であること・2 年以上の運送業経験を有するラオス人従業員を雇用すること

3	国際陸上貨物運送業務 (トラック等を利用した外国への越境貨物運送業務)	外資 49% まで 出資可能	50 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・車両は 20 台以上 ・経営者は 5 年以上の運送業務管理経験をもつこと ・運送業分野の技術が上級レベル以上である技術者が全技術者の 20%以上であること ・2 年以上の運送業経験を有するラオス人従業員を雇用すること
4	国内貨物管理業務 (国内貨物の集積、積載、梱包、関連書類の手配など)	外資 49% まで 出資可能	30 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者は 5 年以上の運送業務管理経験をもつこと ・運送業分野の技術が上級レベル以上である技術者が全技術者の 20%以上であること ・2 年以上の運送業経験を有するラオス人従業員を雇用すること
5	国際貨物管理業務 (国際貨物の集積、積載、梱包、関連書類の手配など)	外資 49% まで 出資可能	30 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者は 5 年以上の運送業務管理経験をもつこと ・運送業分野の技術が上級レベル以上である技術者が全技術者の 20%以上であること ・2 年以上の運送業経験を有するラオス人従業員を雇用すること
6	国内輸送センター サービス	外資 49% まで 出資可能	50 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者は 5 年以上の運送業務管理経験をもつこと ・運送業分野の技術が上級レベル以上である技術者が全技術者の 20%以上であること
7	国外輸送センター サービス	外資 49% まで 出資可能	100 億キープ以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2 年以上の運送業経験を有するラオス人従業員を雇用すること
8	複合貨物輸送業務 (国内および国際の陸上、海上、航空運送業務)	外資 49% まで 出資可能	規定なし (政府との交渉)	<ul style="list-style-type: none"> ・最低 80,000SDR (特別引出権)の資産、あるいはそれと同額の銀行からの担保 ・貨物紛失に対する賠償保険、運送・引渡遅延に対する保険への加入

(4) 会社設立と物流業関連ライセンス取得

会社設立においては、必要書類を揃えて、商工省において企業登録申請をします。条件付事業であるため、公共事業運輸省が当該書類を確認し、査定が行われます。事業計画書の審査後、事業ライセンスが発行されます。

(5) 物流関連のコンサルティング業務

いかなる分野であっても、コンサルティング業務として企業登録申請をする場合、通常、商工省での審査のみで企業登録が完了していましたが、しかしながら、2016年7月5日付で、物流関連業務に関する企業登録申請の場合は、業務内容を精査するため、商工省より公共事業運輸省を通すようにとの通達が発布され、2016年7月11日より施行されています。そのため、物流業務に関するコンサルティング業務であったとしても、公共事業運輸省に対して事業計画書の提出を求められたり、事業内容の説明を要求される可能性があります。

(6) 通関サービス

通関サービスとは、荷主あるいは実運送者に代わって通関手続きを行うことと定義されています（改正税関法第14条）。財務省は通関サービスの条件、業務範囲について別途規定しています。例えば、税関での申告において、通関業務担当職員との交渉、通関書類の準備、通関、税金支払い、倉庫から貨物を運搬する作業等が定められています。

また、2012年からラオスでは、電子通関システム ASYCUDA による通関処理が導入されました。同システムで作業をするためには、財務省税関局 IT 課の指導のもと、3日から4日程度の間、講義を受講する必要があります。受講資格は特にありませんが、通関手続き上の書類などが、すべてラオス語で作成されているため、ラオス人あるいはラオス語が理解できる者に限定されています。修了後は、受講証明証が発行され、通関業務のライセンスを取得したことになります。電子通関システムに会社の企業登録番号、納税者番号を登録することで、ASYCUDA システムへのアクセスが可能となります。また、受講者が70人から80人ほど集まらないと講義が開講されない状況となっており、会社設立後、すぐに受講できない場合もあるため、注意が必要です（関税局回答）。

2 建設業

(1) 監督省庁と関連法令

橋梁、道路、鉄道、水供給、衛星設備、電気通信施設、堤防等に関する建設は公共事業運輸省が管轄となっています。ダム、発電所鉱山等はエネルギー・鉱業省が管轄となります。主な関連法令は、2009年11月26日付建設法、1999年4月3日付都市計画法、2014年12月20日付電力法、2011年12月20日付鉱物法などがあります。

(2) 業種定義

建設法では、「建設」とは、「構造物の建設から修理等までを含む一連の作業で、事業実施可能性調査にはじまり、査定、建設図面作成、部品組み立て、機器等の据付まで、建造物が完成

するまでを指す」と定義されています（建設法第2条）。

建設事業の規模に関しては、建設法第11条において「小規模、中規模、大規模に区分し、各事業の規模は、事業資金、場所、事業の重要性および必要とされる技術の程度に従って、同事業に関連する部署が規定する」とあります。

(3) 外資規制

2013年8月26日付外国人投資家の条件付きビジネスリスト No.1591において、建設業は外資規制の対象となっており、原則、ラオス国籍の投資家との合弁会社を設立して、事業を実施しなくてはなりません。

また、建物内の電気工事、水道管工事（市内の配管工事など）、エアコン修理、換気扇取り付け作業は、2015年7月13日付ラオス国籍者のみに保全される事業リスト No.1328に該当し、外資の参入は認められないと規定されています。

(4) 会社設立と建設業関連ライセンス取得

現地法人設立は、商工省の企業登録管理局または都・県商工局に申請を行った上、公共事業運輸省またはエネルギー鉱業省から事業ライセンスを取得する必要があります（JETRO ウェブサイト「国・地域別に見る ラオス 外資に関する規制」：https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/invest_02.html）。

事業規模は、大、中、小に分類されますが、その判定は、公共事業運輸省管轄下の関連する所轄部署が行います。

各事業は、事業の規模、事業費、技術、テクノロジー、人員、建設資材によりさまざまなレベルに分類されます。公共事業運輸省管轄下の関連する部署が、詳細を査定します（建設法第45条、46条、47条）。規制の詳細については、別途法律事務所などにお問い合わせ下さい。

第3章 投資奨励法の改正状況および施行状況について

1 基本情報

ラオスでは、2016年より改正投資奨励法草案の起案、修正および国民議会での協議が行われており、国民議会に改正案が提出されていましたが、議会での手続きを経て、遂に2017年改正投資奨励法⁴（以下、「新投資法」といいます）が官報に掲載され、新投資法が2017年4月19日より施行しています。総条文数は、第1条から第109条までとなっています（2009年投資奨励法は、第99条まで）。

なお、経過規定によれば、2009年投資奨励法（以下、「旧投資法」といいます）により既に恩典を受けていた投資家や企業等については、そのまま旧投資法の内容が適用されることになっております。もし当該投資家が新投資法上の優遇措置を受けることを希望する場合は、当局に対して、新投資法の施行後、120日以内に申請を行う必要があります（新投資法第109条）。

2 改正内容について

(1) 新投資法上の投資形態

ラオスにおける投資奨励法上の投資形態として、旧投資法では、①国内資本あるいは外国資本による単独投資、②国内資本と外国資本の合弁投資、③契約に基づく業務提携の3つの形態のみ規定されておりました。今回の改正で、④国有企業と民間企業の合弁投資、⑤官民連携による投資の2つが追加され、計5つの投資形態に分類されています（新投資法第26条）。

新投資法上における④の「国有企業と民間企業の合弁投資」とは、国有企業と民間企業がラオスの法律に従い、新たな現地法人を設立し、共同の運営権と所有権を持つ投資形態と規定されています（同法第30条）。また、⑤官民連携は、新規建設プロジェクト、インフラ整備、公共サービス分野のプロジェクト実施のため、ラオス政府と民間企業による合弁契約に基づく投資形態とされています（同法第31条）。

今回の改正により、今まで明確でなかった官民連携（Public-Private Partnership（PPP））での投資が、明確な投資形態として定められ、今後、国有企業・政府と外国民間企業との共同出資による投資をさらに促進する意図が読み取れます。ただし、官民連携に関する細則の整備が進んでおらず、今後、細則の発布等の動向を注視する必要があります。

(2) コンセッションに関する改正

ア コンセッションに関する分類

旧投資法上において、3つ事業形態（一般事業、コンセッションを伴う事業、経済特区開発事業）が存在しておりましたが、新投資法上では、一般事業とコンセッション事業の2つに変更されています（新投資法第32条）。

⁴ <http://laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/display&id=1154>

イ コンセッション事業者に対する要件

今回の新投資法では、コンセッション事業における投資家の条件が以下の通り規定され、適格な投資家に対してのみコンセッションを付与するような設計となっています。条件は以下の通りです（新投資法第 43 条）。

- (ア) 法人であること
- (イ) 投資事業分野に対する十分な経験と実績を有すること
- (ウ) 国内外の金融機関等により資金が承認され、確保されていること
- (エ) 関連する法律が定めるその他条件を満たしていること

ウ コンセッション期間に関する改正

旧投資法のコンセッション付与期間は 99 年間でしたが、コンセッション付与期間が長すぎるとの意見があったため、50 年間へ短縮されています（同法第 42 条第 1 項）。

(3) **駐在員事務所について**

今までビエンチャン日本人商工会議所などを通じて、交渉および議論を続けてきた駐在員事務所の許可期限の問題（旧投資法上、駐在員事務所の許可は 1 年更新で、2 回しか更新できない）については、今回の改正により修正・削除されることも期待されました。しかし、新投資法では特段、許可期限に関する言及はなく、新投資法第 56 条第 3 項にて記載される駐在員事務所に関する細則での修正が待たれることとなります。

(4) **支店について**

旧投資法においては、外国企業は、ラオス国内で支店を通じて事業を行うことも可能でしたが、新投資法では支店に関する規定が削除されております。現在、ラオス国内での支店形態は、航空会社、銀行、保険、国際コンサルタントの 4 業種に限定されており、利用事例は限定されていますが、今後、支店という形態が利用できるか否かは、当局に確認を行う必要があります。商工省に確認した限りでは、支店のステータスは会社法に規定があるため、新投資法からは削除したとの回答を得ています。

(5) **Special Economic Zone (SEZ) への進出**

今回の新投資法では、これまで「特別経済区⁵⁾」と「特定経済区⁶⁾」に概念上分けられていた、いわゆる経済特区の概念を、「Special Economic Zone（以下、「SEZ」という。）」に統一しています。昨年より議論されていた SEZ 法草案でも、同趣旨の内容が記載されておりましたが、2017 年 4 月 31 日時点では、SEZ 法の成立は困難な状態になっており、SEZ 奨励管理に関する首相令の草案が準備されているという情報があります。そのような状況に鑑み、当該草案の内容が一部先行して反映されています。

⁵⁾ 特別経済区の開発事業とは、新たな都市造りとしてのインフラおよび施設の整備にかかわる投資活動を意味しています（旧投資法第 16 条）。

⁶⁾ 特定経済区の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づく、インフラおよび施設の整備にかかわる投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含んでいます（旧投資法第 16 条）。

また、旧投資法では、SEZ 開発や SEZ 内での事業については、「ビジネスにおける競争力強化」という観点のみで記載されていましたが、今回の改正では、より具体的な内容、つまり高度な技術、持続的発展・環境に良好な農産物生産、クリーンな生産活動、天然資源節約・省エネルギーに関する技術革新の利用などに関連する投資誘致を奨励することを明確に規定しています（新投資法第 57 条）。

(6) 最低資本金規制の改正

旧投資法第 17 条では、10 億キープ（約 1,250 万円）が最低資本金として規定されていましたが、新投資法の施行により当該規定が削除されています。この点について、2017 年 4 月 31 日時点、計画投資省担当者に確認したところ、最低資本金規制は撤廃されたとのコメントがありました。

他方、商工省に確認したところ、最低資本金を設定していない分野については、現時点では、改正前の 10 億キープを推奨しているとの回答を得ており（商工省企業登録局担当者回答）、最低資本金規制については、今後の運用を確認していく必要があります。

(7) 会社設立の申請の流れ⁷

今回の改正により、基本的に、ネガティブリストに該当しない分野への投資については、ラオス商工省の企業登録管理局もしくは都・県商工局窓口にて申請することになります（同法第 38 条）。ネガティブリストについては「ラオス投資ガイドブック 2016 第 1 章」をご参照ください。

他方、ネガティブリストに該当する分野への投資、駐在員事務所、支店やコンセッションを伴う事業の申請手続き、経済特区内への申請手続きは、計画投資省での申請（計画投資省担当者回答）となり、申請窓口が以前と異なりますので、注意が必要です。

(8) 投資インセンティブ内容の改正

投資インセンティブについては、以下の通り、改正が行われています。

ア 奨励業種

新投資法第 9 条では、奨励業種を以下の通り規定しており、高度技術産業、省エネ、研究開発（R&D）、医療機関などが奨励業種として追加されたことが新しい点といえます。

- (1) 高度で最先端な技術、科学技術の研究、研究および開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーの節約に資する事業
- (2) クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保護、地方開発、貧困削減に資する事業
- (3) 環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産

⁷ 手続きの流れについては、新投資法が施行されたばかりであり、今後、修正される可能性があるため、注意が必要です。新投資法上、首相や各省庁の大臣を含む全関連省庁から構成される「投資促進管理委員」という組織が発足しました（同法第 75 条以下）。当該委員会がワンストップ・サービスオフィスを管理し、一本化されたより効率的で円滑な投資審査・投資管理を行えるような体制を構築しようとしています（同法第 77 条）。

- (4) 環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業
- (5) 教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材およびスポーツ用品の生産
- (6) 高度な医療施設、医薬品、および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療施設の開発
- (7) 都市の渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ施設への投資運営開発、農業、工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス
- (8) 銀行融資を受けることが難しい貧困地域およびコミュニティに対する貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業
- (9) 国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための近代ショッピングセンター開発運営、工業、手工芸品、農業分野の展示場の開発運営

イ 地区に基づく優遇

新投資法第 10 条では、以下の通り、地区の定義を定めています。

<地区 1>

貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済のインフラが整備されていない地域への投資⁸

<地区 2>

社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資

<地区 3>

SEZ への投資

ウ 投資奨励分野および地域に基づく法人税優遇措置

新投資法では、旧投資法と同様に、奨励業種と地区別による基準により、法人税免税の恩典内容を判断する内容となっています。

<地区 1 貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済インフラが整備されていない地域>

地区 1 への進出：法人税が 10 年間免除されます。同法第 9 条で規定される (2)、(3)、(5) および (6) の分野への投資について、さらに追加で 5 年間免税措置を受けることができます。

<地区 2 投資に対して社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資>

地区 2 への投資：法人税が 4 年間免除されます。同法第 9 条で規定される (2)、(3)、(5) および (6) の分野においては、さらに 3 年間免税されます。

⁸ ラオス政府が指定する 47 の最貧困郡を指すとのこと（計画投資省担当者回答）。47 の最貧困郡は、以下のラオス統計局（Lao Statistics Bureau）ウェブサイトからチェック可能。ウェブサイトは、以下の通りです。
<http://www.lsb.gov.la/>

<地区3 SEZ への進出>

SEZ への投資：法人税の免税優遇措置は、各 SEZ での規制に則り、適用を受けることができます。なお、法人税免除期間は売上げが発生した時点から算出されます（同法第 11 条）。上記に示す法人税免除期間が終了した後は、税法に従い法人税（24%）を納める必要があります。

<新投資法における法人税優遇措置の判定方法>

地区	インフラ整備	法人税免除期間	追加法人税免除期間
地区 1	貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済インフラが整備されていない地域	10 年 (第 9 条に定められる奨励業種への投資)	追加 5 年間 <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保護、地方開発、貧困削減に資する事業 ・ 環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産 ・ 教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材およびスポーツ用品の生産 ・ 高度な医療施設、医薬品および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療施設の開発
地区 2	投資に対して社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域	4 年 (第 9 条に定められる奨励業種への投資)	追加 3 年間 <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保護、地方開発、貧困削減に資する事業 ・ 環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産

			<ul style="list-style-type: none"> ・教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材およびスポーツ用品の生産 ・高度な医療施設、医薬品および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療施設の開発
地区 3	SEZ への投資	SEZ 関連法令によって判断	

エ 関税および付加価値税に関する優遇

ラオスへ投資する投資家は法人税の免税措置を受ける以外に、下記のとおり、関税および付加価値税の免税措置を受けることができます（新投資法第 12 条）。

- ① 国内で調達・生産することができない、固定資産として登録される機器や、生産に直接使用される重機等の車両について、関税および付加価値税は 0%課税となります。他方、化石燃料、ガス、重油、自動車、その他の機材などは関係法に従うと規定されています。なお、重機車両の一時的輸入については、関税法により規定されます。
- ② 輸出向け加工生産品に使用する原料、機器、部品の輸入は、輸入時に関税徴収を徴収せず、輸出時に関税を免除されます。また、それらの物品に関する輸入時の付加価値税は 0%課税と規定しています。
- ③ 輸出用の完成品や半完成品の製造のために利用される天然資源ではない国内原料の使用については、付加価値税は 0%課税となります。

上記の通り、基本的に、建設資材および生産活動に直接利用される原材料、設備、機械、交換部品、車両の輸入にかかわる輸入関税および付加価値税は、関連当局に認可されたマスターリストに基づき免除されます。

なお、マスターリストの作成方法および提出方法については、第 12 章で詳述していますが、留意点が多くあるため、事前に専門家に相談することが推奨されます。

オ その他優遇措置

① 追加投資の場合の追加法人税免税措置

事業拡大のため、ラオス法人で生じた純利益を利用して追加投資を行う場合、次年度法人税が1年間免除される可能性があります（新投資法第14条）。

② 繰越欠損金の適用

損失を計上した場合、その損失を翌3年間持ち越して利益と相殺することができます（同法第14条）。なお、4年目以降は残存する損失を利益と相殺することはできません。

③ 土地リースもしくはコンセッション費用の免除

新投資法第9条に規定される奨励業種に投資を行う投資家は、政府の土地のリースもしくはコンセッション費が免除される可能性があります（同法第15条）。

カ 恩典を受けるための条件

新投資法第9条で規定される優遇措置分野への投資に関しては、「最低でも12億キープ（約1,800万円）の投資総額」、または、「ラオス人技術者を最低30名以上雇用する」、もしくは、「労働契約を1年以上締結するラオス人スタッフを50名以上雇用すること」が条件となっています（同法第9条第2項）。

第4章 経済特区法の草案および施行状況について

ラオスでは、経済特別区法草案の起案が行われています。2017年4月31日時点では、10月11日時点の草案が最新版（以下、「草案」といいます。）となっており、今回、法律に格上げされる予定といわれていました。

しかしながら、今後、国民議会での協議により変更や修正が行われる可能性が高い状態であり、また成立するか否かについても不明な状態ではありますが、現時点の草案の内容をご紹介します。

1 経済特別区概念について

これまで「特別経済区⁹」と「特定経済区¹⁰」に概念上分けられていた、いわゆる経済特区の概念を「Special Economic Zone（以下、「SEZ」といいます）」に統一しています。

また、これまではビジネスにおける競争力強化という観点のみが記載されていましたが、草案では、より具体的な視点、すなわち①高度技術、②環境保護、③輸出促進、④新技術、⑤省エネという分野に資するような企業を誘致し、持続的可能性であり、貧困解決に貢献することが目的とされています（草案第2条）。なお、当該規定は、新投資法の中で既に反映されています。

2 SEZの開発者（デベロッパー）について

SEZのデベロッパーについては、首相令では個人でも認められていましたが（首相令第3条）、今回の草案では、法人であることが要求され、また新たに安定した財政基盤があることが要件として求められています（草案第11条）。この点についても、新投資法第43条にて、同様の趣旨の規定が盛り込まれています。

その他、土地の利用制限（用地の80%以上を越えて事業目的で利用できず、20%は公園や公共地にする必要がある等）が課されています（草案第18条）。さらに、デベロッパーに対する税制恩典の内容も、投資家への税制恩典と同様に、変更が行われる可能性が高い状態ですので、注意が必要です。

3 税制恩典について

今回の草案では、下表の通り、税制恩典に関する内容の変更があります。今後、国民議会での議論内容によっては、さらに変更される可能性が高い状態ですが、草案の内容をご紹介します。

⁹ 特別経済区の開発事業とは、新たな都市造りとしてのインフラおよび施設の整備に係る投資活動を意味しています（旧投資法第16条）。

¹⁰ 特定経済区の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づくインフラおよび施設の整備にかかわる投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含んでいます（旧投資法第16条）。

	現行法	草案（第 43 条、45 条）
法人税 (通常税率:最大 24%)	利益が発生する年度から最大 10 年間免税 法人税免除期間終了後の法人税率： サワン・セノ SEZ、パクセー・ジャパン中小企業専用 SEZ : 8% ビタ・パーク SEZ : 10%	最大 10 年間免税(起算点については明記なし) 法人税免除期間終了後の法人税率 : 8%
配当税 (通常税率 : 10%)	5%	5% (変更なし)
所得税 (通常税率:最大 24%)	サワン・セノ SEZ、パクセー・ジャパン中小企業専用 SEZ : 5% ビタ・パーク SEZ : 7%	外国人 : 10% ラオス人 : 税法に従う
経済特区内取引における付加価値税 (通常税率 : 10%)	原則免税	電気代金、水道代、通信代については、5%に減税 ¹¹

¹¹ SEZ 委員会書記長宛の財務省からの通達「2015 年 3 月 26 日付国内特別経済区および特定経済区内の税制実施 (No521)」において「SEZ 内で売買される商品およびサービスを含め、電気代、水道代に課税される付加価値税率は 5%とする」と定められており、一部既に変更されていると認識しています。

第5章 株主総会に関する規制の詳細について

ラオス会社法（以下、「会社法」といいます）については、「ラオス投資ガイドブック 2016 第5章、第6章」に概要を説明しています。特に、進出後の会社運営で問題となる株主総会に関するポイントを詳述します。

まず、前提として、株主総会に関する基本概要を解説します。

1 定時株主総会

株主総会は会社にとっての最高機関です。定時株主総会は年1回以上開催する必要があります（第141条）。なお、定款に記載すれば、3ヵ月や6ヵ月などに変更することも可能です。

また、隣国タイのように株主総会議事録の届け出または登記が必要な国もありますが、ラオスに関しては次の通り規定されています。

特別決議に関する議事録は、決議の日から10営業日以内に、企業登録に関する関係部署に「登記」を行う必要があります（会社法第149条）。「登記」と書かれていますが、運用上、登記制度は整っておらず、議事録のコピーを提出するのみとなっています。

他方、特別決議以外は、法律上および実務上も登記または届け出の必要はありません。

2 臨時株主総会

臨時株主総会は、①取締役の過半数が株主総会開催に賛成した場合、②株主の訴えに基づいて裁判所から株主総会の開催命令が出された場合、③払込済み株式の20%以上を保有する株主（ら）による要求があった場合のいずれかにより、いつでも召集することができます（第141条）。

定時株主総会、臨時株主総会ともに、取締役会または取締役は株主に対して、開催日の5営業日前までに開催日時、場所、終了時間を通知し、かつ、必要書類を送付する必要があります（第142条）。

3 普通決議の定足数・決議要件

株主総会の定足数は、定款に記載がある場合を除き、2人以上の株主の出席、かつ、出席した当該株主が有する株式の合計が総株式数の過半数であることと定められています（第143条）。定款で定める場合であっても、この法定の要件を下回る規定にすることはできません（同条第2項）。決議要件は、普通決議の場合は1株=1議決権で計算し、出席した株主の議決権（=株式数）の過半数です（第148条）。

なお、定足数に関する要件の中の、株主の頭数に関する規定は忘れがちですので、必ず留意する必要があります。例えば、合弁会社において、1社のみで過半数の株式を有する場合であっても、株主としては1人となり、「2人」以上という要件を満たしませんので、ご注意下さい。

また、会社法上、株主が物理的に一堂に会する必要があるかどうかは、明確に規定されておりません。運用上は、テレビ会議等でも出席可能とみなされておりますが、明確化のため、別途定款に記載することが推奨されます。また、運用上、株主議事録への署名については、郵送で行うなどの対応も可能です。

株主は株主総会に代理人を立てることができますが、株主総会開催前に委任状を取締役会または取締役に対し提出する必要があります。委任状に特に記載がない限り、代理人は委任者である株主が保有するのと同数の議決権を有するものとされます（第147条）。

普通決議事項は、以下の通り規定されています（第154条）。

- a 定款や設立契約書の採用
- b 取締役の選任
- c 監査役の選任
- d 取締役の報酬決定
- e 執行役、監査役、従業員等の給与決定
- f 会計事項、会社計画等の採用
- g 配当の分配方法など

4 特別決議の定足数・決議要件

下記の特定の議案については、特別決議が必要になります。特別決議の定足数は、普通決議と同様です。決議要件は、株主総会に出席した株主および代理人（＝株主数）の3分の2以上の賛成（例：株主が3人の場合は2人以上）、かつ、賛成した当該株主および代理人の株主が合計で総株式数の80%以上を保有していることです（第149条）。

なお、前述の定足数の場合と同様に、この「議決権3分の2以上」の決議要件も株式数ではなく株主数であることに注意する必要があります。つまり、例えば、株主数6人の合弁会社において日系企業側が特別決議をコントロールできる状態にするためには、4人の株主を当該日系企業関係者で占めておく必要があります。

特別決議が必要となる議案は以下の通りです。

- a 会社法で定める事項
- b 定款または設立契約書の変更
- c 増資または減資

- d 合併または解散
- e 会社の事業の一部または全部の譲渡
- f 事業買収または譲り受け
- g 30人以上の株主が存在する場合に有限責任会社の地位を維持する場合

<普通決議、特別決議の定足数、決議要件のまとめ>

	普通決議	特別決議
決議事項	①取締役の選任、②取締役の報酬決定、③監査役の選任および報酬の決定、④定款や設立契約の採用、⑤会計報告の承認、⑥配当の決定 など	①資本金の増減、②合併、買収③解散、会社清算、④定款や設立契約の変更、⑤資産売却 など
定足数	会社法では、2人以上の株主の出席、かつ、出席した当該株主が有する株式の合計が総株式数の過半数であること	
議決	出席した株主の議決権の過半数	出席した株主および代理人（＝株主数）の3分の2以上の賛成、かつ、賛成した当該株主および代理人の株主が合計で総株式数の80%以上を保有していること

【Q&A】株主総会の開催について

Q 会社の定款に、「登記から6ヵ月以内に定時株主総会を開催し、その後は12ヵ月ごとに定時株主総会を開催する」という規定が記載されていますが、会社法上の「登記から6ヵ月以内の開催」は法定の義務かどうか教えてください。

A 会社法第141条において、「定時株主総会は最低でも1年に1回開催する必要がある、総会の開催頻度は定款に定めなくてはならない」と規定されているのみで、「登記から6ヵ月以内の開催」という規定は存在しないと理解しています。

実務上、定款に「登記から6ヵ月以内で開催」と規定されている場合は、定款に従う必要があります。

なお、事業者は、年度末に会計を締めた後、翌年2月末までに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、試算表、重要な税務関連書類を含む）と利益の用途や配当金の支払いに関する株主総会議事録を、税務当局に提出する必要があると規定されています（改正税法第39条）。従って、株主総会の開催時期に関しては、上記を考慮する必要があります。

【Q&A】資本金の減資について

Q 資本金を減資することができるか否か、教えてください。

A 減資は会社法第 117 条に規定される以下の要件を満たすことにより、実施可能となっております。

- (1) 減資後の 1 株あたり価格が 2,000 キープ以下にならないこと。
- (2) 減資後の資本金が登録資本金の 2 分の 1 以上であること。また、企業登録に必要な最低資本金が定められている事業においては、法令が定める金額を下回らないこと。
- (3) 株主総会の特別決議にて承認を得ていること。
- (4) 会社に対して債権を有する債権者の異議がないこと。

加えて同法第 118 条では、債権者保護の観点から、債権者に対する通知を以下の通り義務付けています。

- (1) 会社は債権者全員に対して、減資の理由、減少した株価あるいは株式数について文書で明示する必要があります。債権者は通知を受け取った日から 2 ヶ月以内に異議を述べなくてはならず、上記期間内に異議が出ない場合は、反対意見はないものとされます。
- (2) 債権者に対して、反対意見を述べる期間および減資理由を明示した通知を少なくとも 10 回以上、メディアを通して行う必要があります。

なお、2017 年 4 月 31 日現在、商工省企業登録管理局によると、実務上は、以上の条件および手続きを経ることにより、減資を実施することは可能であり、過去に減資を承認したケースは数件あるとの回答を得ています。

第 6 章 労働法に関する規制の詳細について その 1

ラオス労働法制の概要については「ラオス投資ガイドブック 2016 第 7 章、第 8 章」にて説明しました。ここではラオスの労働法に関する重要な問題について、以下の通り整理しました¹²。

1 減給の可否について

(1) 質問内容

労働者が仕事を放棄した場合、労働者の賃金を減給することはできますか。

(引用元：Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members)

(2) 回答内容

原則として、雇用者は、労働者の勤務態度、会社の道具や財産について損害を生じさせた場合は、罰則として減給することはできません。

しかしながら、労働者の過失により、雇用者が提供した器具、道具、機器に何らかの損害を与えてしまった場合、損害額を月額給与から控除することができます（労働法第 113 条）。ただし、その控除額は労働者の月額給与の 20% を超えることはできません（労働法第 113 条）。

(引用元：Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members)

2 平均勤務日数について

(1) 質問内容

労働者が月曜日から金曜日（週 5 日）勤務の場合、1 ヶ月の勤務日は平均 22 日としてよいのでしょうか。（引用元：Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members）

(2) 回答内容

労働者の 1 週間の勤務日が 5 日の場合は、1 ヶ月の平均勤務日数は 22 日として計算します。時間単位の労賃を計算する場合（超過勤務の計算など）もこの 22 日に従って計算する必要があります。

加えて、実務的には、雇用契約や就業規則に、超過勤務の計算方法を規定しておくことを推奨します。（引用元：Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members）

3 午前 6 時から午前 8 時までの時間外労働について

(1) 質問内容

労働法上、早朝の時間帯（午前 6 時から午前 8 時まで）の時間外労働に対する割増賃金規定が存在しないので、どのように処理すべきか教えて下さい。

¹² 本章の質問内容や回答内容は「Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members」に記載されたものを引用しています。

(2) 回答内容

労働法には、通常勤務日の時間外労賃（第 114 条）および週休日・公休日の時間外労働（第 115 条）が規定されておりますが、いずれも早朝の時間帯（午前 6 時から午前 8 時まで）については、規定されておられません。運用上、ケースにより以下の処理方法が考えられます。割増賃金の計算方法については、雇用者と労働者双方の合意を事前に得ることが推奨されます（労働省労働管理局回答）。

ア ケース 1

午後 10 時から翌朝 8 時まで働いた場合は、午前 6 時から午前 8 時についても午後 10 時から翌朝 6 時までと同様の割増率が適用されるとの回答を得ています。従って、午後 10 時から翌朝 8 時まで勤務した場合は、200%の割増賃金を支払う必要があります。

イ ケース 2

午前 6 時から午後 6 時まで働いた場合は、午前 6 時から午前 8 時の労働については、通常勤務日の時間外割増率が適用されるため、午前 6 時から午前 8 時まで、および午後 5 時から午後 6 時までの時間については、150%の割増賃金を支払う必要があります。

ウ ケース 3

午前 6 時から午後 3 時までの勤務の場合は、通常勤務とみなされ、時間外労働とはみなされないため、通常の賃金となります。

4 有給休暇の繰越について

(1) 質問内容

未消化分の有給休暇について、雇用者側の理由で労働者が有給休暇を取得できず未消化の有給休暇が発生した場合、雇用者は追加で賃金の 100%の労働費の未消化日数分で支払う必要があると認識していますが（労働法第 57 条 4 項）、「労働者側の都合」で、有給が全日分取得できなかった場合はどうなるのでしょうか。ここでいう「労働者側の都合」とは、例えば、子供がいる家庭では、いつ病気になるか予測がつかないため、いつでも対応ができるように、有給休暇をできる限り 1 年の最後まで残しておくこともあり、結果的に（子供が病気にならずに済み）有給休暇が残ってしまうというケース等が想定されます。

(2) 回答内容

前提として、労働者側の都合で有給休暇を消化できなかった場合の処理については、労働法では規定されておられません。

そのため、「労働者側の都合」により生じた未消化の有給休暇の取り扱いに関しては、雇用者と労働者の合意のもと、以下のような、合意内容を雇用契約書や就業規則に記載することが推奨されます。

ア（有給休暇は年次で取得できる権利であり、1年のうちに消化するものと解釈し）繰越を認めない

イ 繰越を認める

ウ 未消化分を年内で補償する 等

5 給与支払いに関する通貨について

(1) 質問内容

労働者への給与を現地通貨（キープ）で支払う義務があるのかどうか教えてください。そのような義務がある場合、その根拠法を教えてください。

(2) 回答

外貨管理法第 10 条 2 項に次の通り、規定が存在しております。「個人、法人、団体は、ラオス国内において、売買、商品への支払い、サービス料金の支払い、債務返済、給与支払い、政府に対しての支払いはキープで行わなければならない。また、価格設定、値札、広告等への表示価格、サービス料の表示などはキープである必要がある。ただし、政府からの許可がある場合は、その限りでない。」

上記規定に従い、ラオス国内の労働者に対する給与支払いは現地通貨（キープ）を使用する必要があります。

第7章 労働法に関する規制の詳細について その2

ラオスの労働に関する重要な諸問題について、前章に続き、以下の通り整理しています。

1 クォーターについて

(1) 質問内容

ラオスで活動している外国の企業が、ダム電力発電分野において2年間の事業を始める場合、多くの労働者を急遽雇用する必要がありますが、労働法で定めたクォーター(従業員割当計画)に従うことができません。その場合、政府は何らかの便宜を図ってくれるのでしょうか。

(引用元: Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members)

(2) 回答内容

大規模プロジェクトや政府の定める優先事業(5年以下のプロジェクト)においては、外国人労働者を雇う場合は、事業主と政府との契約に従うと労働法第68条において規定されています。

従って、外国人労働者の数は、政府との合意内容に従い、労働法のクォーター制限に則る必要はありません。(引用元: Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members)

2 契約解除について

(1) 質問内容

労働者が労働法第86条に規定される違反を犯した場合、もし、その労働者が同法第87条で規定される以下の<労働契約解除が認められない条件>に該当する場合は、同労働者との契約は解除できないのでしょうか。

具体的には、妊娠をした女性が、会社の現金を横領していた場合、妊娠を理由に同法第87条第4項の規定により、労働契約の解除が認められない可能性があり、両規定が矛盾しているので問題となります。(引用元: Guide to the 2013 Labour Law for LNCCI's members)

<労働契約解除が認められない条件>

1. 妊婦、または1歳未満の子供のいる女性
2. 治療中またはリハビリテーション中であり、かつ、医師の診断書を保持する労働者
3. 労働事業体の労働者代表、または労働組合の長である労働者
4. 裁判手続き中、拘束されている、または裁判所の判決を待っている労働者
5. 負傷し治療を受けており、かつ、医師の診断書を保持する労働者、または最近災害を経験した労働者
6. 年次有給休暇中、または、使用者の許可を得て休暇中の労働者
7. 使用者に命じられた後、他の場所で業務に従事している労働者
8. 使用者に対する要求または法的手続きを行っている労働者、もしくは労働法

に関連して公務員と協働している労働者、および所属する労働事業体内での労働紛争に関係している労働者

(引用元 : Guide to the 2013 Labour Law for LNCCT's members)

(2) 回答内容

質問ケースでは、労働法第 86 条の制度趣旨から、労働契約を解除することができます。ただし、労働組合が存在する場合、労働組合から事前に承諾を得る必要があります (労働法第 87 条)。(引用元 : Guide to the 2013 Labour Law for LNCCT's members)

3 外国人労働者の雇用期間の延長について

(1) 質問内容

労働管理局は、外国人労働者の雇用期間の延長の可否に関して、どのような基準を基礎に判断するのでしょうか。(引用元 : Guide to the 2013 Labour Law for LNCCT's members)

(2) 回答内容

労働法第 45 条において、「外国人労働者の労働契約書に基づくラオス国内における労働は 12 ヶ月以下の期間で認可され、12 ヶ月以下の期間でその延長を求めることができる」と規定されています。同条では「それぞれの期間における雇用期間の延長申請審査は、業務、事業運営、生産拡大や新技術の使用などの必要性をもとに行われる」とも規定されており、延長期間は、労働者の役割や技術提供の内容などを総合的に考慮して、労働管理局が決定を下します。

(引用元 : Guide to the 2013 Labour Law for LNCCT's members)

4 就業規則の記載内容について

(1) 質問内容

就業規則にはどのような項目を含めればよいのでしょうか。

(引用元 : Guide to the 2013 Labour Law for LNCCT's members)

(2) 回答内容

労働法では、各事業体が就業規則で規定しなければならない項目を規定しています。例えば、勤務時間、休憩時間、休日、健康および安全に関する管理規定、労働紛争の解決手続き、処罰規定などです。

その他、労働法では規定されていない項目や労働者の保護に資するような規定を盛り込むことが推奨されています。(引用元 : Guide to the 2013 Labour Law for LNCCT's members)

第 8 章 社会保険制度に関する詳細について

1 社会保険制度に関する基礎概要

ラオスにおける社会保障法は 2013 年 8 月 20 日に公布され、2015 年 7 月 24 日には、社会保障法実施に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます）が発布されています。

それまでは、1999 年 12 月 23 日付社会保障制度に関する首相令に基づき、社会保障制度が規定されていました。

この度、首相令から法律に格上げされたことに伴い、より詳細に条項が定められ、対象者の保護が厚く設定されています。社会保障制度の管轄は、労働社会福祉省の管轄下にある社会保障基金（National Social Security Fund、以下、「NSSF」といいます。）となっています。

社会保障基金での登録には、

- ・ 使用者、被用者の個人情報に関する書類（指定フォーム有り）
- ・ 被用者名簿（指定フォーム有り）
- ・ 雇用契約書
- ・ 登記証明

が必要となります（社会保障法第 65 条）。

社会保障基金は、書類受理後、30 日以内に社会保障登録証明書を発給する必要があります（社会保障法 66 条）。

ラオス社会保障制度上において、社会保険料は使用者と被用者の双方が負担する形ですが、使用者はグロス給与の 6%を、被用者は 5.5%を支払うことになっています（社会保障法第 55 条、56 条）。

被用者の保険料は、使用者が月給から控除し、使用者負担分とともに社会保障基金に銀行振込納付、もしくは直接支払いが可能です。なお、社会保障費は、個人所得税から控除されます（ガイドライン 2.2）。

2 社会保障制度の詳細について

(1) 給付対象者

対象者は、一般民間企業で働く使用者や被用者に加えて、国家公務員やフリーランス等も含まれます（社会保障法第 5 条、10 条）。

今まで一般民間企業で対象者となっていたのは、10 名以上の従業員を有する企業のみでしたが、今回の改正によって従業員の人数に関する規定は削除されました。実務上は、従業員の人数に関わらず、雇用者および被用者の加入が義務付けられています。

外国人労働者に関しては、「ラオスで給与あるいは賃金を得て働いている外国人労働者（製造業、サービス業、民間企業等の従業員）も強制加入の対象と定められています（ガイドライン 1.1）。

一方で、農業従事者や小売業者などの自営業者は、ラオス人であっても外国人であっても、加入は「任意」となっています（ガイドライン 1.2）。

(2) 上限額の変更

2016年4月25日付け労働社会福祉省からの告示（社会保険料計算の対象となる月額給与の上限額および下限額に関する大臣合意）により、グロス給与の上限額が200万キープであったのが、2017年1月1日より450万キープへと変更されました。

他方、下限額はラオスの最低賃金である90万キープです。病欠や欠勤等で月額給与が90万キープを下回る場合は、その50%にあたる45万キープが下限額となります。

保険料は、一般企業に勤めている人の場合、「月額基本給与の5.5%を個人負担、6%を事業者負担」と定められていますので（同法第55条、第56条）、従業員1人あたりの雇用者負担の上限額は270,000キープ、従業員負担の上限額は247,500キープとなります。

(3) 保険料給付要件と保障内容

ア 医療手当（社会保障法第12条、ガイドライン 2.1.1）

労働者の業務上の事由による事故、職業疾病、出産に起因する疾病の場合、保険料納入期間は過去6ヵ月中最低1ヵ月以上必要です。労災以外の事故、一般的な疾病の場合は、保険料納入期間は過去6ヵ月中最低3ヵ月以上必要です。

被保険者の扶養家族（妻あるいは夫および18歳以下の子ども）も給付の対象です。ただし、18歳以上23歳未満の子どものうち、まだ学生である場合は（未婚）、在学証明証を提出することで給付の対象となります。被保険者が死亡した場合、扶養家族は亡くなった日あるいは保険料の支払いを停止したその日から数えて、3ヵ月間のみ給付されます。

医療手当では、指定病院登録制（加入時に職場に最も近い病院を登録）による現物支給（医療行為そのものを給付する）です。登録していない病院での治療を受けた場合、社会保険基金は72時間以内に被保険者が登録する病院へ通知する必要があります（交通事故の場合を除く）。

イ 出産手当（同法第17条、ガイドライン 2.2.1）

保険料納入期間は過去12ヵ月中最低6ヵ月以上必要です。妊娠後3ヵ月以上あるいは胎児の死亡が確認された時点で、手当の受給資格が発生します。

被保険者が女性の場合、子ども 1 人につき、過去 6 ヶ月の給与の平均額の 60%が出産一時金として給付されます。被保険者が夫で妻が仕事も収入もない場合は、被保険者である夫の給与額が適用され、一時金を受け取ることができます。本人あるいは夫が、保険料納付期間に満たない場合は、それを満たした時点で受給することができます。

被保険者が一般企業に勤めている女性の場合、産休中の 3.5 ヶ月中は、標準の給与あるいは労賃が支給されます。社会保障基金は、被保険者の過去 6 ヶ月の平均給与額の 80%を出産手当として支払います。残りの給与あるいは労賃は雇用者が支払う義務があります。

ウ 労災（同法第 21 条、ガイドライン 2.3.1）

労働者の業務上の事由による事故、職業疾病の場合、保険料納入期間は 1 ヶ月以上、労災以外の事故の場合、保険料納入期間は最低 12 ヶ月以上必要です。

労災・職業疾病手当は、労働力一時喪失手当、障害手当（一時金あるいは年金）として支給されます。労働力一時喪失手当の計算方法は、当初 6 ヶ月は、過去 6 ヶ月の平均給与額の 70%を支給、回復しない場合、以降 6 ヶ月間は、平均給与額の 60%を支給します。

労災による手当が受けられる条件は以下の通りです（同法第 21 条、ガイドライン 2.3.1）。

- （ア）労働者の業務上の事由による事故、職業疾病の場合、保険料納入期間は 1 ヶ月以上、労災以外の事故の場合、保険料納入期間は最低 12 ヶ月以上
 - （イ）職場、通勤途中（家（宿舍）と職場あるいは指定された活動場所との間）に起こった事故に起因する労働能力の喪失および精神の異常
 - （ウ）特殊な仕事に起因する職業疾病
 - （エ）労災、職業疾病その他の事故あるいは一般的な疾病に起因する四肢欠損、身体障害
- なお、上記（イ）、（ウ）および（エ）は医師の診断書が必要です。

エ 傷病手当（同法第 29 条、ガイドライン 2.4.1）

保険料納入期間は過去 6 ヶ月中最低 3 ヶ月以上必要です。疾病等休業給付金は、当初 6 ヶ月は、過去 6 ヶ月の平均給与額の 70%を支給、回復しない場合以降 6 ヶ月間は、平均給与額の 60%を支給します。

オ 年金（同法第 32 条、ガイドライン 2.5.1）

支払い条件は、定年（男性 60 歳以上、女性 55 歳以上）に達していること。かつ、一般企業の職員または労働者の場合、保険料納入期間が 15 年以上あるいは 180 ヶ月以上であることとしています。

退職年金の計算方法は、保険料納入による獲得年金ポイント（過去 12 ヶ月の被保険者の給与平均÷全国の保険料平均納付額）×全国の被保険者給与平均納付額（国内被保険人数÷国内保

険料納付総額)×指数(2%)です。ただし、年金上限額は、全国保険料平均納付額の75%までとします。

保険料納入期間15年以上(2014年以降に加入)の労働者で、健康状態(医師の診断書必要)により定年に最大3年達していない場合、被保険者の年金から定年に達していない年数1年につき1%減額します。

退職年金の受給資格に満たない労働者は、退職年金は給付されません。ただし、社会保障法第36条およびガイドライン2.5.6において次の条件に該当する労働者は退職金(一時金)を受け取ることができます。

- (ア) 定年の条件は満たしているが保険料納入期間が条件を満たさない人
- (イ) 健康状態により仕事を続けることができず、退職した人
- (ウ) 雇用契約が終了した後に帰国する外国人被保険者(運用上保険料納入期間が少なくとも7-8ヵ月である必要です)。

退職手当(一時金)の計算方法は、過去6ヵ月の平均給与額の1.5ヵ月分×保険料納付期間です。

カ 葬祭手当(同法第38条、ガイドライン2.6.1)

保険料納入期間は過去6ヵ月中最低3ヵ月以上必要です。葬祭料の計算方法は、12ヵ月×被保険者の給与額、退職金あるいは障害手当の過去6ヵ月の平均で算出されます。

キ 遺族手当(同法第42条、ガイドライン2.7.1)

被保険者が5年以上保険料を納入していた場合に、遺族年金(寡婦年金、孤児年金等)が支給されます。

被保険者が死亡した場合、

- (ア) 配偶者は、被保険者の最後の給与あるいは年金の30%が生涯給付されます
- (イ) 被保険者の子どもは、子ども1人につき被保険者の最後の給与あるいは年金の20%が給付されます。子どもが多数いる場合は、被保険者の給与の60%を超えない額まで給付されます。ただし、子どもが18歳以上になった場合は、給付はされません。
- (ウ) 被保険者の父親あるいは母親は、被保険者の最終給与額、年金あるいは障害保険の30%を超えない額まで給付されます。ただし、両親の場合は、二人合わせて50%を超えない額まで給付されます。

ク 失業手当（同法第 45 条、ガイドライン 2.8.1）

保険料納入期間は過去 24 ヶ月中最低 12 ヶ月以上必要です。失業手当では、失業前の過去 6 ヶ月の平均給与額の 60%が給付されます。給付される期間は以下の表の通りです。

保険料納付期間	給付期間
12-36 ヶ月	3 ヶ月
37-72 ヶ月	6 ヶ月
73-144 ヶ月	9 ヶ月
145 ヶ月以上	12 ヶ月（上限）

第9章 用地確保の留意点について

ラオスの土地制度については「ラオス投資ガイドブック 2016 第10章」にて解説しております。土地使用に関しては、整備の不備や監督当局の恣意的な運用により、日系企業についても土地に関する諸問題に直面するケースが増えています。本章では、ラオスでの用地確保の際の留意点についてご紹介します。

1 土地使用権利証

土地については、所在地や面積に関する情報や地図を表示した土地使用権利証が発行されています。日本で不動産取引を行う際には、必ず不動産の全部事項証明書を確認すると同様に、ラオスでも、不動産取引の際に当該土地の権利証を確認することは必須です。土地使用権利証を確認しないまま行われる取引が散見されますので、必ず相手方から土地使用権利書を取得し、内容をご確認下さい。

(1) 記載事項

土地使用権利証には、権利者の氏名、土地の分類、土地の境界および面積、取得方法、住所などが記載されています（土地法第43条）。

(2) 土地権利書の役割


権利書記載の権利者は、同土地の使用権者とみなされ、権利証は、担保、譲渡、交換、賃貸、相続を行う上での証券性を有するとされています（2008年6月3日付 土地法実施に関する首相令首相令16条）。

土地使用権利証は、土地使用権を証明する唯一の証拠書類として規定されています（同法第49条）。

また、売買、賃貸借、担保権の設定等の土地利用権に関連するすべての取引は、該当土地の所在地を管轄する天然資源管理省土地管理局において登記簿に記録されます。

<土地権利書サンプル>

(表面)



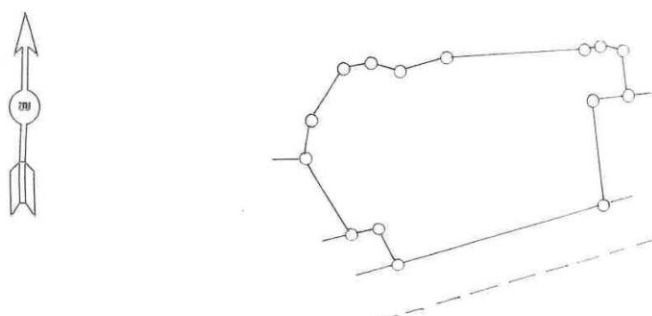
天然資源環境省
省・都天然資源環境局 ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
 ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ
 ກະຊວງຊັບພະຍາກອນທຳມະຊາດແລະສິ່ງແວດລ້ອມ ທີ່ຕັ້ງຕອນດິນ : **土地の住所**

ພະແນກຊັບພະຍາກອນທຳມະຊາດ ແລະ **土地権原書**
 ສິ່ງແວດລ້ອມປະຈຳແຂວງ/ນະຄອນ **ໃບຕາດິນ** ແຂວງ : **省**
 ເລກທີ : **番号** **ບຸກຄົນ, ບິຕິບຸກຄົນ** ເມືອງ : **郡**
 ອອກຄັ້ງທີ : **発行回数** **個人、法人** ບ້ານ : **村**
 ອອກໃຫ້ແກ່ : **発行先** **国籍** ໝວ່ຍ : **区**

ວັນເດືອນປີເກີດ : **生年月日** ສັນຊາດ : **国籍** ອາຊີບ : **職業**
 ທີ່ຢູ່ປັດຈຸບັນ : **現住所**
 ຜູ້ຜົວຫຼືເມຍ : **配偶者の名前** ວັນເດືອນປີເກີດ : **生年月日**
 ສັນຊາດ : **国籍** ອາຊີບ : **職業**

ກາງໄດ້ມາຂອງສິດນຳໃຊ້ດິນ : **取得手段** ຊື່ສິດນຳໃຊ້ດິນ : **土地権利の取得手段**
 ຖາມະເປັນເຈົ້າຂອງສິດນຳໃຊ້ດິນ : **土地権利所有者の身分**
 ປະເພດດິນ : **土地の種類** ເຂດ : **土地の区分地**
 ປຶ້ມທະບຽນດິນເກົ່າທີ : **土地登記簿番号** ໃບທີ : **土地の区分地**
 ຕອນດິນເລກທີ : **土地番号** ເນື້ອດິນ : **54.900 面積** ຕາແມັດ, ມາດຕາສ່ວນ : **1/2500 縮尺**

ແຜນທີ່ຕອນດິນ
土地の地図



ອອກໃຫ້ທີ : **発行年月日** ວັນທີ : _____ ເດືອນ : _____ ປີ : _____
 ທີ່ອາໄສພະແນກຊັບພະຍາກອນທຳມະຊາດ ແລະ ສິ່ງແວດລ້ອມ/ _____ ທີ່ວໜ້າຂະແໜງຄຸ້ມຄອງດິນ
天然資源環境局長署名 **土地管理局長署名**

さらに、公証役場では通常、ラオス語の契約書しか受理されないため、提出時には、契約書はラオス語で作成もしくは翻訳されている必要があります。

(3) 土地使用権に関する税金および行政費用

土地使用権の利用には、以下の税金および行政費用が発生します。

ア 付加価値税の支払い

付加価値税に関する事項は、ラオス税法とは別の個別法である付加価値税法（以下、「VAT法」といいます）によって規定されています。VATとは、ラオス国内において創出された付加価値を課税対象とする税金です。VATの概要については「ラオス投資ガイドブック 2016 第18章1項」をご参照ください。

最終的な税金の負担者は、付加価値税を含む物品やサービスの最終購入者となり、VATの税率は以下の通りとなっております（税法第16条）。

- ・ 国内取引および輸入取引：10%
- ・ 輸出取引：0%

土地使用権の利用については、上記規定を前提に10%のVATの支払いが必要となります。ただし、コンセッション契約に基づく取引やSEZ内の工場用地については、この限りでないので、事前に専門家に確認されることを推奨します。

イ 行政費用の支払い

その他の支払いとして、政府機関による証明書・許可証の発行手数料、および政府機関による専門行政サービスに対する費用の支払いがあります。2012年12月26日付管理費および手数料に関する国家主席令の第79条には、土地使用権にかかわる法的文書登録にかかる管理費という項目があり、土地使用権のリース契約の締結にあたっては、管轄の土地管理局に対して、土地使用権に関する利用代金総額の0.2%を支払う必要があるとされており、こちらは忘れがちなので、必ず確認されて下さい。

第 10 章 知的財産権（特許）の詳細について

ラオスにおける知的財産制度の概要は「ラオス投資ガイドブック 2016 第 12 章」をご参照ください。本章では、特に特許制度について説明します。ラオスにおける特許権は、改正知的財産法に規定されています。ラオスにおける特許権の出願件数は年間数十件ほどに過ぎず、また、特許出願の実体審査も自らは行わず、対応外国出願の審査結果を参照し、必要に応じて WIPO の先行技術調査支援制度を利用している状態といえます。

また、科学技術省知的財産局によれば、2017 年 4 月 31 日時点では、ラオスで登録された特許は 3 件しか存在しないとのことでした。

1 特許権の概要

ラオスは特許権につき、先願主義を採用しています（同法第 28 条）。特許の登録要件は以下の通りです（同法第 13 条）。

- ア 新規性を有すること、
- イ 進歩性を伴うこと、および
- ウ 産業上、履行可能であること

2 特許の出願、登録手続き

特許の出願については、ラオス国外に居住する個人、法人または組織が商標の出願を希望する場合には、ラオス国内の代理人を指定する必要があるため、注意が必要です（同法第 27 条）。

改正知的財産法によれば、ラオスでの特許の申請および登録手続きは以下の通りとなっております。

- ア 科学技術省知的財産局へ手数料納付の領収書を含む出願書類の提出をする（同法第 31 条）。
- イ 科学技術省知的財産局にて出願の方式審査の実施（同法第 38 条）
- ウ 出願書類に不備があった場合、科学技術省知的財産局より 60 日以内に補正するよう命令が出される（同法第 38 条）
- エ 方式審査が終了後、出願日が確定される
- オ 出願日より 19 ヶ月目に工業財産公報に掲載され公開される（同法第 39 条）
- カ 出願人は、ラオスにおける調査に代わる実体審査報告書の受理請求または実体審査の請求を行うことができる（同法第 41 条）
- キ 科学技術省知的財産局による出願内容に関する実体審査の実施（同法第 40 条、41 条）

ク すべての要件を満たしていると判断された場合、科学技術省知的財産局より特許登録証の交付、特許登録台帳への登録、および工業財産公報に掲載がなされる（同法第44条）

出願に関する書類は、商標同様、ラオス語または英語で提出する必要があります。また、英語で提出した場合には、提出から90日以内にラオス語の翻訳文章を提出しなければなりません（同法第37条）。

また、出願に不備があるとして、補正命令が出されたにもかかわらず補正がなされなかった場合や、改正知的財産法第41条に従い実体審査請求をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます（同法第43条）。

なお、科学技術省知的財産局によれば、実体審査についてはラオス国内では対応しておらず、実際にはシンガポール、日本といったラオス国外の機関にて実施可能といわれています。

ラオスにおける特許権の保護期間は、出願日から20年と規定されています。また、登録保護を受けるためには、登録保護手数料を前納しなければなりません（同法第48条）。

3 日本-ラオス間の特許無審査特例制度について

日本の特許庁とラオス知的財産局の間で「特許の付与・円滑化に関する覚書」が2016年10月7日に締結されています。この特許庁による取り組みは、カンボジアに続き2カ国目となり、2016年11月1日から運用が開始されています。日本で登録された特許権と同内容の特許出願した場合、無審査でラオスにおける特許権を取得することができるという画期的な内容となっています。新興国では、人手不足や知識不足などの理由により、特許の出願から登録までに長期間を要することが問題になっていますが、ラオスではこの制度を活用することで、特許の申請手続きにかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。

しかしながら、ラオスの科学技術省知的財産局特許課へのヒアリングでは、日本の企業が直接出願することはできず、ラオスにおいて知的財産登録手続きの認可・許可を得ている専門家を通して出願を行う必要があるとのことでした。

なお、登録に要する期間は、最長3ヵ月程度とのことでした。

第 11 章 紛争解決関連規定のアップデート

ラオスの紛争解決に関する法制の概要は「ラオス投資ガイドブック 2016 第 13 章」にて説明していますが、以下をそのアップデート版としてご紹介します。

ラオスでの解決方法としては、①ラオス国内の裁判所における裁判、②ラオス国内の仲裁機関における仲裁、③外国の裁判所における裁判、④外国の仲裁機関における仲裁が考えられますので、以下、これらについて説明します。

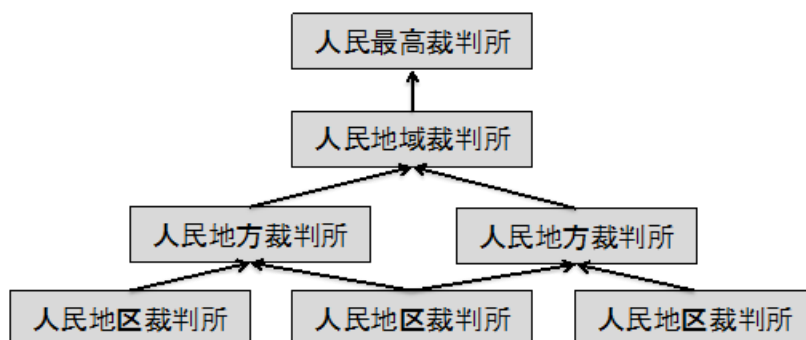
<紛争解決方法まとめ>

紛争解決場所	方 法	特 徴
ラオス	裁判	<ul style="list-style-type: none">・ 三審制を採用・ 原則、ラオス語・ 手続きの不透明性、公平性、信頼性が低い・ 裁判官が法律を十分に理解することができていない状況
ラオス	仲裁	<ul style="list-style-type: none">・ UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法に準拠していない・ 各当事者が仲裁員を選定する過程があるため、裁判よりも公平性が高い・ 一回の手続きで解決解決が可能
外国	裁判	外国裁判の承認・執行手続きに関する条約がない場合（日本との相互協定などはない）、ラオス国内での判決の執行ができない
外国	仲裁	透明性、公平性の観点は良いが、ラオス国内での外国仲裁判断の承認が必要となる（現段階では外国仲裁判断が承認されたケースなし）

1 裁判制度

ラオスにおける民事裁判制度は、憲法およびラオス民事訴訟法に定められています。ラオスにおける民事裁判所および各管轄事件の種類は以下の通りです。

(1) 裁判制度



ア 裁判所の種類

ラオスにおいて民事事件を扱う裁判所は、人民地区裁判所、人民地方裁判所、および人民地域裁判所の3種類があります。

(ア) 人民地区裁判所

人民地区裁判所は、訴額が3億キープを超えない一般民事事件、労働事件、夫婦の共有財産に関する事件のうち商事事件および少年事件を除く事件を第一審裁判所として管轄します（民事訴訟法第21条2号）。

(イ) 人民地方裁判所

人民地方裁判所は、訴額が3億キープ以上で、人民地区裁判所の管轄外の事件を第一審裁判所として管轄します（同法第22条1号）。

また、人民地方裁判所は、第二審裁判所としての機能も有しており、人民地区裁判所の判決を不服として控訴された場合に当該事件を扱います（同条4号）。この点は、日本における簡易裁判所から見た地方裁判所の役割と同じです。

(ウ) 人民地域裁判所

人民地域裁判所は、人民地方裁判所で下された判決を不服として控訴された場合の第二審裁判所としての役割を果たします（同法第23条1号）。

(エ) 人民最高裁判所

人民最高裁判所は、国家の最高司法機関として位置づけられ、人民裁判所で下された判決を不服とし上告された事件につき、法律に関する問題を取り扱います（同法第24条1号）。

イ 各種事件の取り扱い

ラオスにおける事件は、その事件の性質によって5つの種類に分類され、それぞれに応じた取り扱いがなされています。

(ア) 一般民事部

一般民事部では、財産および遺産に関する紛争、同法第 37 条規定の商事紛争以外の私人間の法律関係に関する紛争、損害賠償請求に関する紛争、行政関係に関する紛争を取り扱います（同法第 31 条）。

(イ) 労働部

労働部は、労働に関する紛争のみを扱います。同部が扱う労働事件の種類は、雇用契約に関する紛争、不当解雇を理由とする損害賠償請求に関する紛争、労働災害に関する紛争、賃金に関する紛争、その他労働関連紛争と定められていますが、いずれも労働管理委員会または経済紛争解決センターが解決されない場合に限って、労働部にて取り扱われることとされています（同法第 34 条）。

(ウ) 商事部

商事部では、合弁契約、ビジネス上の契約に関する紛争、約束手形、為替手形、小切手などの商業上の書面に関する紛争、商事ローン契約に関する紛争、法人の破産または清算、輸出入、保険、著作権、商標権、特許権侵害等知的財産に関する紛争等が取り扱われます（同法第 37 条）。

これらの商事事件の第一審は、人民地方裁判所に限定されます（同法第 39 条）。また、商事事件の債権者は、訴え提起前に、必ず調停を利用して、債務者に対して支払いを求める等しなければなりません（同法第 40 条）。

また商事部では、調停における合意や、仲裁判断前の紛争当事者間における未執行の合意等の、経済紛争解決センターにおける紛争解決結果に対する事件も取り扱っています。紛争当事者がこれを申し立てた場合、商事部は、当該紛争解決結果の手続き履践の適法性等を審査した上で、申立受理から 15 日以内に決定を下さなければなりません。当該決定は終局的なものであり、これに対して不服申し立てをすることはできません。また、商事部は、当該紛争解決結果につき適法と判断した場合にはその執行決定をしなければなりません（同法第 42 条）。

(エ) 家事部

家事部では、離婚や財産分与、子の養育、養子縁組など、家族に関する事件が取り扱われます（同法第 44 条）。

(オ) 少年部

少年部では、18 歳未満の少年による不法行為に対する損害賠償に関してや、児童労働に関する事件、子どもの権利侵害に関する事件等が取り扱われます（同法第 51 条）。

(2) 民事訴訟法

現行のラオス民事訴訟法は、2012年8月1日に施行され、これにより、ラオスの民事紛争解決システムが大きく進歩しました。

同民事訴訟法において特筆すべき事項として、以下が挙げられます。

- ・ 法および裁判所の前では、ラオス市民、外国人および無国籍者はすべて平等であること（同法第10条）
- ・ 裁判手続きはラオス語で行われなければならない、ラオス語が理解できない当事者は、翻訳を通じて自国語等を用いる権利を有すること（同法第14条）
- ・ 国家秘密や一定の家族関係に関する事件、少年事件を除いて公開の法廷で審理が行われること
- ・ すべての事件につき判決の言渡しは公開されること（同法第15条）。

(3) 判決の執行

判決の執行に関する法律は、法的に有効かつ適切な最終の裁判所の命令、決定および判決の執行について規定しています（判決の執行に関する法律第2条、1条）。

執行機関としては、主に司法省がこれを担いますが（同法第9条）、裁判所、警察および検察官がこれを補助します（同法第16条2号、同条3号、同条10号等）。執行官は、財産の所有者または債務者に通知を出した上で、財産の没収、差し押さえまたは移動命令を出すことができます（同法第16条4号、同条5号、同法第19条5号、同条6号）。

競売を行う前には、差押財産の価値が鑑定委員会によって鑑定され、鑑定結果は公表されなければなりません（同法第28条）。その他、間接強制の手続きが設けられています（同法第33条）。

(4) 外国判決の承認・執行

判決の執行に関する法律は、「ラオス裁判所の承認を受けた外国判決は、執行可能である」と規定しています（判決に執行に関する法律第5条9号）。また、民事訴訟法は以下の条件を満たす判決につき、当該判決文をラオス語に翻訳した上で、これを承認する旨規定しています（民事訴訟法第362条）。

- ア ラオスがその一員である国際条約の加盟国における判決であること
- イ 当該判決がラオスの主権に強い影響を与えず、法規に違反しないこと
- ウ 外国判決がラオスの安全および公の秩序に悪影響を及ぼさないこと

しかしながら、上記アの条件充足性との関係では、ラオスは外国判決の承認および執行に関するハーグ条約に批准していませんので、基本的に外国判決の執行は認められません。

仮にこれらの条件を満たした場合であっても、民事訴訟法は更に、裁判所に対し、外国判決がラオス裁判所において承認されるべきかどうかにつき判断する権限を与えています（同法第 366 条）。すなわち、ラオス裁判所は外国判決承認の可否について広い裁量を有することになります。

裁判所は、外国判決の承認を求められた場合、執行を受けることになる当事者を呼び出し、当事者は外国判決に関する説明を行う必要があります（同法第 365 条）。

実務上は、上記のように、ラオス法が裁判所に対して、外国判決の承認について広い裁量を与えていることから、ラオス裁判所における再審理が行われない限り、ラオスにおける外国判決の執行は困難であるものと考えられています。

2 調停・仲裁制度

(1) ラオス国内における調停および仲裁手続き

ラオス国内における調停および仲裁手続きは、2010 年に改正された経済紛争解決法に定められており、経済紛争解決センター（Economic Dispute Resolution Center、以下「EDRC」といいます）がそれらの手続きを取り扱います。司法省の管理下にあり、裁判所などからの影響力を受ける場合があると評価されています。また、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法に準拠していないので、仲裁の手続きについては、事前に十分に内容を確認する必要があります。

また、EDRC へのヒアリング調査によれば、2010 年からの案件処理数は以下の通り推移しております。

- 2010 年 36 件（国内 24 件、国際 12 件）
- 2011 年 54 件（国内 35 件、国際 19 件）
- 2012 年 40 件（国内 28 件、国際 12 件）
- 2013 年 23 件（国内 15 件、国際 8 件）
- 2014 年 29 件（国内 20 件、国際 9 件）

同法は、EDRC にて取り扱うことが可能な調停、仲裁案件の条件を以下のように定めています（同法第 16 条）。

- ① 経済または貿易に関する紛争であること
- ② 当事者が契約で調停または仲裁に付すことを合意している紛争であること
- ③ 当事者が任意に調停または仲裁による紛争解決に合意した紛争であること
- ④ 紛争が人民裁判所に係属していない、またはいまだ終局判決が言い渡されていないこと

- ⑤ 紛争が国家、社会保障、公の秩序および環境の安定に関する法規の違反に関連するものでないこと

調停による解決が不可能な場合、紛争当事者は、仲裁による解決を選択することができます（同法第 21 条、27 条）。

使用される言語は、他の言語にする旨の契約または合意がない限り、ラオス語によるとされています（同法第 13 条）。

また、EDRC が紛争解決手続きの過程で得た情報や書類の機密は、当事者の許可がない限り公開されません（同法第 14 条）。

(2) 調停

調停とは、「単独または複数の調停人のもと、紛争当事者が和解、交渉、話し合いによって行う紛争解決をいう」と規定されています（同法第 22 条）。当事者は 1 名または複数（ただし、奇数に限られる）の調停人を選定できます（同法第 23 条）。

調停は、調停人選任後 15 日以内に開かれ、本人または代理人による出席が必要とされます。調停において、当事者は、さまざまな問題、情報や証拠に加え、紛争を解決するための方法を調停人に示すことが可能です（同法第 25 条）。

調停は、当事者が合意に至った場合、当事者の一方または双方が正当な理由なく欠席した場合、当事者が合意に至れない場合および当事者が死亡し承継人が存しない場合に終了します（同法第 26 条）。なお、調停による解決ができなかった場合、当事者は仲裁を申し立てることも可能です（同法第 27 条）。

(3) 仲裁

仲裁は、当事者の合意に基づき、3 名以上の奇数の仲裁人により構成される仲裁委員によって執り行われます（同法第 30 条）。

当事者は、仲裁委員に対し、紛争に関する情報および証拠を提出しなければなりません。また、仲裁委員は、当事者からの申し立てまたは合意に基づき、自ら情報および証拠の調査を実施すること、必要に応じて専門家に情報および証拠の真実性の調査を依頼することができます（同法第 32 条）。

仲裁委員は、選任から 3 ヶ月以内に仲裁を終結させなければなりません。証拠収集の複雑さやその他の理由により遅延する場合には、EDRC は当事者に対し、遅延の理由を知らせなければなりません（同法第 33 条）。

仲裁委員は、当事者の申し立ての範囲内でのみ、仲裁判断を下すことができます。仲裁委員内で判断が分かれた場合、多数決により決めます。仲裁判断は、当事者またはその代理人の面前で言い渡されなければなりません。また、仲裁判断の効力は、判断日に、または当事者の一方が正当な理由なく仲裁判断言渡期日に欠席した場合には仲裁判断の通知日に発生すると規定されています（同法第 36 条）。

仲裁判断に対し、以下の理由により不服のある当事者は、仲裁判断受領後 45 日以内に人民裁判所に提訴することが可能です。（同法第 38 条各号）。

- ア 仲裁合意がない、または、仲裁合意が取り消された場合
- イ 仲裁委員の構成が当事者の合意または法規に反している場合
- ウ 仲裁手続きが法律または当事者が合意した経済紛争解決規則に反している場合
- エ 仲裁委員に提出され、仲裁判断の基礎となった情報または証拠が偽造されたものであった場合、または仲裁委員への金員、財産の授受その他誘引により、仲裁判断の公正さが歪曲された場合
- オ 紛争が 2010 年改正経済紛争解決法の適用外である場合
- カ 仲裁判断が当事者の申し立ての範囲を超えるか、またはこれに不足する場合

なお、当事者は、仲裁判断前に和解をすることもできます。この和解文書は書面により作成され、両当事者、仲裁委員および仲裁の実施された ERDC のトップにより署名される必要があります。この和解は仲裁判断と同一の効力を有します（同法第 35 条）。

(4) 調停合意・仲裁判断前の和解・仲裁判断の履行・執行

当事者は、調停における合意、仲裁判断前の和解、仲裁判断の結果につき、それぞれ、合意の日または仲裁判断の日（一方当事者が仲裁判断の言渡期日に欠席した場合には、仲裁判断の通知日）から 15 日以内にこれを履行しなければなりません（同法第 48 条、49 条）。

調停における合意、仲裁判断前の和解、または仲裁判断の結果が履行されない場合、これにより不利益を被る当事者は、人民裁判所に対し、強制執行命令の申し立てを行うことができます（同法第 50 条）。人民裁判所は、申し立ての受理から 15 日以内に判断をしなければならず、調停における合意、仲裁判断前の和解、または仲裁判断が法規等に従ってなされたかを確認の上、適切に実施されていたと判断した場合には、強制執行命令を下します。当該命令は即日発効され、これに対する上訴はできません（同法第 51 条）。他方で、法規違反があったと判断された場合、当事者は、経済紛争解決センターに対し再仲裁の申し立てをするか、人民裁判所に対し提訴することができます（同法第 51 条）。

(5) 外国仲裁判断の承認・執行

ラオスはニューヨーク条約に批准しており、外国仲裁判断は、下記条件を満たす場合に人民

裁判所において承認を受け、執行することが可能です（同法 52 条）。

- ① 当事者がニューヨーク条約加盟国に国籍を有すること
- ② 外国仲裁判断の内容がラオス憲法ならびに安定、平和および環境に関する規則に反しないこと
- ③ 支払義務を負う当事者がラオス国内において財産を有している、事業を行っている、株式を保有している、銀行預金を有している、またはその他財産を保有していること

ただし、現地法律家によれば、現時点に至るまで、ラオス国内で外国仲裁判断が明確に承認・執行された事案は確認されていないとのことです。そのため、実務の運用には注意が必要です。

第 12 章 年間輸出入計画書（マスターリスト）に関する詳細について

年間輸出入計画書（以下、「マスターリスト」といいます）とは、生産に必要な機材や原料輸入に際して免税措置が受けられるように、事前に政府に提出する年間計画書です。ここでは実際に政府より承認されたマスターリストをその一例として、その作成のポイントを解説します。

1 マスターリストに関する法令

免税での輸入のためのマスターリスト関連法令は「投資奨励法実施に関する首相令（2011年4月20日付け No119）（以下、「首相令」といいます）」第37条および第38条に規定されています。

また、上記首相令を確実に実行するための「投資奨励に基づく関税、税務政策実施にかかる財務大臣指示書（2012年12月19日付け No3578）（以下、「大臣指示書」といいます）」にて、マスターリストについて詳細が規定されています。

2 マスターリストの定義

マスターリストとは、「生産に必要な原材料、生産設備やスペアパーツなどの免税輸入措置を受けるために当局から承認された年間輸出入計画書（1月から12月まで）」を意味します（大臣指示書）。

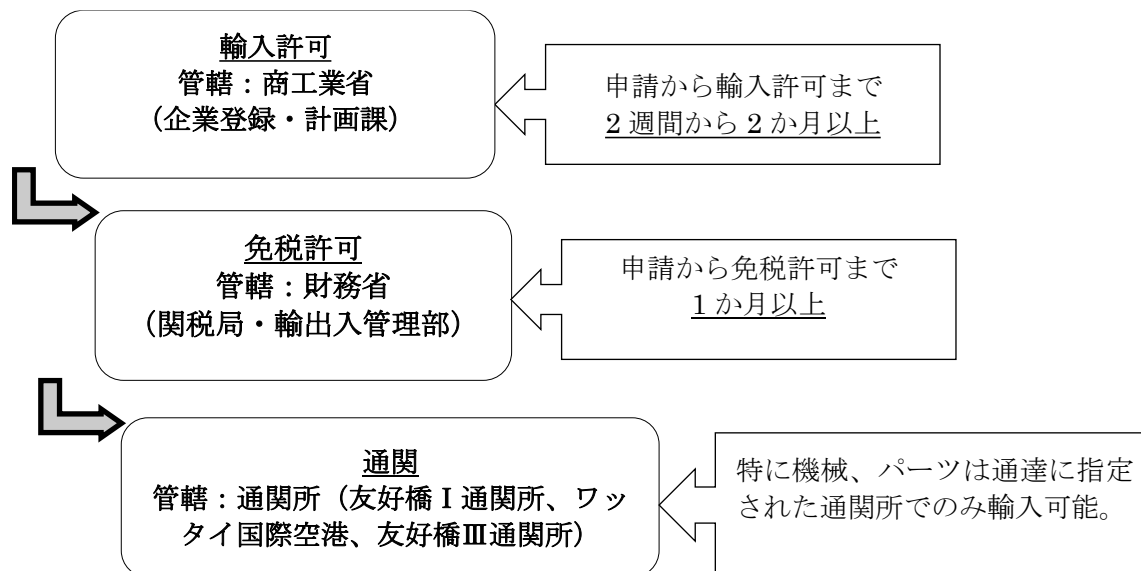
ビエンチャン商工局所定の書式を当局で購入し、それを見本として、ラオス語で作成する必要があります。同リストを作成後、商工局に提出し、輸入計画書の承認を取得します。商工局で許可されたリストをもって、関税局で免税許可を取得します。また、求められる書式や内容が各年で異なる場合がありますので、マスターリストの作成はできるだけ早くから取り組むことが肝要となります（日系製造業の聞き取り調査より）。

マスターリストの申請は、実務上、事業の経済的、技術的実現可能性を検証し、その事業の規模に見合ったものである必要があります。また、登録資本金を超えた、年間輸入計画は認められない（大臣指示書）ので、注意が必要です。

3 マスターリスト許可申請について

(1) マスターリスト許可申請方法

マスターリスト申請から許可取得の流れは以下の通りです。



(2) マスターリスト申請に必要な書類

マスターリストの申請に必要な書類は以下の通りです(大臣指示書)。

- ア マスターリスト許可申請書
- イ 企業登録証または納税番号登録証 (一般企業の場合)
- ウ コンセッション許可書および登録資本金に関する証明書、事業の実現可能性検証報告書 (コンセッション事業の場合)

※ 留意点

- ・ 承認された年間輸入計画書は事業に実施状況に見合うように、一度だけ修正申請をすることができます (首相令第 38 条 4 項)。
- ・ 年間輸入計画書に記載されていない物品を輸入したい場合、古い部品を交換するために緊急的に必要となった器具や部品など総額 30,000 米ドルを超えない場合は、年に 2 回まで、財務省からの承認を得て輸入することが可能です。総額が 30,000 米ドルを超える場合は、関係機関と協議をする必要があります (首相令第 38 条第 4 項)
- ・ 政府当局が工場の稼働状況を確認するために、生産、販売、輸入に関する報告書 (3 ヶ月、6 ヶ月、9 ヶ月および年間) を作成した上、商工局 (工業手工業課、統計・計画課) へ提出する必要があります。

4 マスターリストの作成方法

新規投資事業の場合、毎年輸入する原材料、生産に利用する設備名や機器名、種類を記載したリストを会社設立時に提出する必要があります。また、当該リストは、操業開始時のみ免税が認められる事業インフラ整備のための建設資材、事業活動に必要な車両や重機、事務所用品

等のリストとは、区別して作成される必要があります（大臣指示書）。

<サンプル 表紙>

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ກະຊວງອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ
ພະແນກອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ ນະຄອນຫລວງວຽງຈັນ

商工省
ビエンチャン商工局

2017年年度計画書
ແຜນການປະຈຳປີ 2017

ຂອງບໍລິສັດ/ໂຮງງານ
○○会社/工場

番号(政府記入)
ເລກທີ /ອຄ.ນວ.ສຕ
ລົງວັນທີ
日付

I . ແຜນການຜະລິດ (ອ.1) I 生産計画 IV . ການຄິດໄລ່ລາຄາສຳເລັດຮູບຕໍ່ຫົວໜ່ວຍຜະລິດຕະພັນ (ອ.4) IV 原価・利益計算書
II . ແຜນການຈຳໜ່າຍ (ອ.2) II 輸出計画 V . ສະຫຼຸບ ການຜະລິດ,ການຈຳໜ່າຍ,ການມຳເຂົ້າ ແລະ ລາຍການຄ້າງ່າງສາງ (ອ.6) VI まとめ
III . ແຜນການຄວາມຕ້ອງການ (ອ.3) III 輸入計画 VI . ກຳນົດໝາຍ ເສດຖະກິດ,ເຕັກນິກ,ການສົ່ງເບື້ອງ (ອ.7) VII 製品コスト詳細
VII . ສະຫຼຸບ ການປະຕິບັດແຮງງານ VIII 労働管理

住所 ທີ່ຕັ້ງ: ຖະໜົນ ບ້ານ: ເມືອງ: ແຂວງ: ພັກ
電話・FAX番 ໂທລະສັບ

マスターリストに記載すべき事項の詳細は、以下の通りです。

ア 製造(生産)計画 (四半期ごとの各商品の製造個数、価格)

※ 留意点

- ・ 緊急時対応のため、実際に必要とされる量よりも多めに計上しておくことが一般的です。
- ・ 細かな部品は、個別に記載するのではなく、○○用部品、○○用器具一式など、ある程度一括りにして記載したほうが、税関での検品の際に、スムーズに進む場合が多くなっています。

イ 輸出計画 (国内販売、国外販売、四半期ごとの各商品の販売個数と価格)

ウ 輸入計画 (四半期ごとの製造に必要な材料、機材、部品、機器の個数と価格)

輸入時において、当該物品が再輸出される予定の場合は、一時的輸入免税の対象となりますので、輸入計画は以下の通り、輸出製品となるものとならないもの（国内消費）に分けて記載する必要があります。

< サンプル 製造計画表 >

I 生産計画
I. ແຜນການຜະລິດ (ອ.1)

2017年計画 **四半期計画**

ຫົວໜ່ວຍ: 1,000 ໂຕລາສະໜະລິດ

ລ/ດ	ລາຍການຜະລິດຕະພັນ 商品名	ເລກລະຫັດ	ຫົວໜ່ວຍ	ແຜນການປີ 2017				ແຜນການປະຈຳປີ								ລາຍເຫດ
				ລາຄາ/ຫົວໜ່ວຍ	ຈຳນວນ	ມູນຄ່າ	ງຸດ 1		第2四半期		第3四半期		第4四半期			
							ຈຳນວນ	ມູນຄ່າ	ຈຳນວນ	ມູນຄ່າ	ຈຳນວນ	ມູນຄ່າ	ຈຳນວນ	ມູນຄ່າ		
ກ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
1	14119	ສີນ	8.850	2,000	17.300	400	3.460	400	3.460	600	5.190	600	5.190			
2	14119	ສີນ	7.900	2,000	15.800	300	2.370	300	2.370	700	5.530	700	5.530			
3	14119	ສີນ	8.710	4,000	34.840	1,000	8.710	1,000	8.710	1,000	8.710	1,000	8.710			
4	14119	ສີນ	7.710	30,000	231.300	5,000	38.550	10,000	77.100	10,000	77.100	5,000	38.550			
5	14119	ສີນ	6.330	25,000	158.250	7,000	44.310	7,000	44.310	5,500	34.815	5,500	34.815			
6	14119	ສີນ	16.100	12,000	193.200	3,000	48.300	3,000	48.300	3,000	48.300	3,000	48.300			
7	14119	ສີນ	26.190	10,000	261.900	2,500	65.475	2,500	65.475	2,500	65.475	2,500	65.475			
8	14119	ສີນ	13.800	1,000	13.800	250	3.450	250	3.450	250	3.450	250	3.450			
9	14119	ສີນ	9.330	2,500	23.325	600	5.598	600	5.598	650	6.065	650	6.065			
10	14119	ສີນ	8.760	10,000	87.600	2,500	21.900	2,500	21.900	2,500	21.900	2,500	21.900			
11	14119	ສີນ	7.620	2,000	15.240	500	3.810	500	3.810	500	3.810	500	3.810			
12	14119	ໜ່ວຍ	1.430	300	0.429	50	0.072	50	0.072	100	0.143	100	0.143			
13	14119	ສີນ	19.050	1,000	19.050	250	4.763	250	4.763	250	4.763	250	4.763			
ລວມ					1,072.034		277.536		277.536		264.795		264.795			

ໝາຍເຫດ: ຄິດໄລ່ອັດຕາແລກປ່ຽນ 1USD = 8,168 ກີບ
 ທີ່ນະຄອນຫລວງວຽງຈັນ ວັນທີ09/01/2017.....
 ອຳນວຍການບໍລິສັດໂຮງງານ

ທີ່ນະຄອນຫລວງວຽງຈັນ ວັນທີ09/01/2017.....
 ຜູ້ຂຶ້ນແຜນ
 7

※ 留意点

化学薬品の輸入許可は、2016年までは保健省が管轄していましたが、2017年からは商工業省が輸入の許可等を管理するようになりました。化学薬品を輸入する場合は、インボイス通りにビエンチャン商工業局輸出入課へ申請し、その都度「輸入許可」を取得する必要があります。輸入許可申請時には、「化学薬品年間輸入登録書（計画書）」を当局へ提出しなくてはなりません。

< サンプル 輸入計画表 >

III 輸入計画
(原材料、機器、パーツ、部品、機械等)

III. ແຜນຄວາມຕ້ອງການ (ອ.3)

(ວັດຖຸດິບ, ອຸປະກອນ, ອາໂຫຼ, ສິນສ່ວນ, ເຄື່ອງຈັກ ແລະ ອື່ນໆ)

2017年計画

四半期計画

ຫົວໜ່ວຍ: 1,000 ໂດລາສະຫະລັດ

ລ/ດ	ລາຍການຄວາມຕ້ອງການ 必要な材料	ຫົວໜ່ວຍ 単位	ແຜນການປີ 2017		ແຜນການປະຈຳງົດ								ລ/ດ				
			ຈຳນວນ 数量	ມູນຄ່າ 価格	第1 ງົດ 1		第2 ງົດ 2		第3 ງົດ 3		第4 ງົດ 4						
					ຈຳນວນ 6	ມູນຄ່າ 7	ຈຳນວນ 8	ມູນຄ່າ 9	ຈຳນວນ 10	ມູນຄ່າ 11	ຈຳນວນ 12	ມູນຄ່າ 13					
I	ວັດຖຸດິບ 原材料			817.640				190.320					189.520				189.520
1		ແມັດ	80,000	520.000	20,000	130.000	20,000	130.000	20,000	130.000	20,000	130.000	20,000	130.000	20,000	130.000	20,000
2		ແມັດ	50,000	290.000	20,000	116.000	10,000	58.000	10,000	58.000	10,000	58.000	10,000	58.000	10,000	58.000	10,000
3		ກິໂລ	500	5.000	150	1.500	150	1.500	100	1.000	100	1.000	100	1.000	100	1.000	100
4		ແຜນ	5,000	2.600	1,500	0.780	1,500	0.780	1,000	0.520	1,000	0.520	1,000	0.520	1,000	0.520	1,000
5		ແມັດ	100	0.040			100	0.040									
II	ວັດຖຸທຳອອງ 交換部品			235.595		65.011		65.011		52.897			52.897				52.677
1		ກີ	4,000	10.000	1,000	2.500	1,000	2.500	1,000	2.500	1,000	2.500	1,000	2.500	1,000	2.500	1,000
2		ແມັດ	30,000	0.600	10,000	0.200	10,000	0.200	5,000	0.100	5,000	0.100	5,000	0.100	5,000	0.100	5,000
3		ຮັບ	80,000	4.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000
4		ຮັບ	40,000	24.000	10,000	6.000	10,000	6.000	10,000	6.000	10,000	6.000	10,000	6.000	10,000	6.000	10,000
5		ແມັດ	15,000	22.500	4,000	6.000	4,000	6.000	3,500	5.250	3,500	5.250	3,500	5.250	3,500	5.250	3,500
6		ແມັດ	3,000	10.500	1,000	3.500	1,000	3.500	500	1.750	500	1.750	500	1.750	500	1.750	500
7		ກີ	500	0.145	150	0.044	150	0.044	100	0.029	100	0.029	100	0.029	100	0.029	100
8		ຖົງ	100,000	5.000	30,000	1.500	30,000	1.500	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000	1.000	20,000
9		ຮັບ	2,000	3.500	500	0.875	500	0.875	500	0.875	500	0.875	500	0.875	500	0.875	500
10		ຮັບ	5,000	4.000	1,500	1.200	1,500	1.200	1,000	0.800	1,000	0.800	1,000	0.800	1,000	0.800	1,000
11		ເມັດຊຸດ	160,000	16.000	40,000	4.000	40,000	4.000	40,000	4.000	40,000	4.000	40,000	4.000	40,000	4.000	40,000
12		ຫລາຍ/ແມັດ	80,000	56.000	20,000	14.000	20,000	14.000	20,000	14.000	20,000	14.000	20,000	14.000	20,000	14.000	20,000
13		ຫລາຍ/ແມັດ	50,000	40.500	15,000	12.150	15,000	12.150	10,000	8.100	10,000	8.100	10,000	8.100	10,000	8.100	10,000
14		ໝວຍ	1,000	1.100	300	0.330	300	0.330	300	0.330	100	0.110	100	0.110	100	0.110	100
15		ແຜນ	60,000	12.000	20,000	4.000	20,000	4.000	10,000	2.000	10,000	2.000	10,000	2.000	10,000	2.000	10,000
16		ແມັດ	5,000	25.000	1,500	7.500	1,500	7.500	1,000	5.000	1,000	5.000	1,000	5.000	1,000	5.000	1,000
17		ຮັບ	10,000	0.500	3,000	0.150	3,000	0.150	2,000	0.100	2,000	0.100	2,000	0.100	2,000	0.100	2,000
18		ຮັບ	1,000	0.250	250	0.063	250	0.063	250	0.063	250	0.063	250	0.063	250	0.063	250
III	ອຸປະກອນ, ເຄື່ອງຈັກ 機器、機械			0.0157				0.0280									
1		ຊຸດ	1	0.004				0.004									
2		ຊຸດ	1	0.003				0.003									
3		ຊຸດ	1	0.009				0.009									
IV	ສ່ວນ 部品			0.009				0.009									
1		ສິດ	100	0.005				0.005									
2		ໝວຍ	5	0.004				0.004									
ລວມ = (I+II+III+IV)				1,053.250				255.368					242.417				242.197

ອັນຍະຄອນຫລວງວຽງຈັນ, ວັນທີ.....09/01/2017.....

ອຳນວຍການບໍລິສັດ/ໂຮງງານ

ອັນຍະຄອນຫລວງວຽງຈັນ, ວັນທີ.....01/09/2017.....

ຜູ້ກຳແນະນຳ

Jan

- エ 原価・利益計算（各製品を製造するのにかかる必要経費、例えば、原材料、賃貸料、減価償却費、労働費、光熱費、修理費、包装費、各種税金）
- オ 生産、輸出、材料輸入および在庫管理報告書（四半期ごとの各材料の在庫数とその価格）
- カ 製品コスト詳細（一つの商品を製造するのにかかる材料の分量）
- キ 労務管理（管理スタッフ、製造スタッフ、技術者別、男女別 国内外別）

< サンプル 労務管理表 >

VII. ສະຫຼຸບການປະຕິບັດ ແຮງງານ

労働管理計画

ລຳດັບ	ເນື້ອໃນລາຍການ	ປະຕິບັດ ສິກປີ 2015-2016 2015年度						ແຜນການ ປີ 2017 2017年計画						ໝາຍເຫດ
		ຈຳນວນຄົນ 人数						ຈຳນວນຄົນ 人数						
		ພາຍໃນ ラオス人			ຕ່າງປະເທດ 外国人			ພາຍໃນ ラオス人			ຕ່າງປະເທດ 外国人			
		ຊາຍ	ຍິງ	ລວມ	ຊາຍ	ຍິງ	ລວມ	ຊາຍ	ຍິງ	ລວມ	ຊາຍ	ຍິງ	ລວມ	
1	2 間接労務	男	女	合計	12	13	14	9	10	11	12	13	14	15
I	ຜະລິດທາງອ້ອມ 1 ພ/ງຄຸ້ມຄອງບໍລິຫານ 管理スタッフ	1	2	3	1	1	2	1	4	5	1	2	3	
II	ຜະລິດທາງກົງ 1 ພ/ງຜູ້ຜະລິດ 製造スタッフ	6	92	98	1	11	105	116	1	3	4			
2	ພ/ງເຕັກນິກ, ວິຊາການ 技術者	1	2	3	1	1	5	6	1	3	4			
III	ພະນັກງານເບື້ອມື 日雇いスタッフ													
	ລວມ = (I+II+III)	7	94	101	2	3	5	12	109	121	2	5	7	

ຖິ້ມະຄອນຫລວງວຽງຈັນ, ວັນທີ.....09/01/2017.....

ອຳນວຍການບໍລິສັດ / ໂຮງງານ

ຖິ້ມະຄອນຫລວງວຽງຈັນ, ວັນທີ.....09/01/2017.....

ຜູ້ສະຫຼຸບ

第 13 章 環境関連規制に関するアップデート

環境関連法制については「ラオス投資ガイドブック 2016 第 20 章」にて概要をまとめておりますが、ここでは環境影響評価（EIA）、初期環境評価（IEE）、土壌基準、騒音規制に関する詳細をご説明します。

1 環境影響評価（EIA）について

ラオスでの環境評価（以下、「EIA」といいます）は、天然資源環境省内の環境社会的影響評価局が、EIA の基準設定や手続き、評価等を監督しています。2010 年 2 月 16 日に、各種投資事業における環境影響評価を規定した、全 42 条で構成される環境影響評価に関する首相令（No.112/PM）が公布されています（以下、「首相令」といいます）。

本首相令の特色としては、①住民参加が義務付けられ、EIA の簡易版といえる初期環境影響評価においても影響住民との協議が必要であること（首相令第 2 章第 7 条、8 条）、②環境影響評価における分類（第 1 類、第 2 類）が明確化されたこと（同令第 6 条）。③水力発電事業、鉱業についての条項が含まれたこと、④EIA 取得プロセスが複雑になり、95 から 120 日までの公用日を要するようになったこと（同令第 15 条）などが挙げられます。また、⑤これまで認められてきた自社による初期環境評価および環境評価の作成が認められなくなり、天然資源環境省に登録されている環境コンサルタント会社を実施しなければならないとされたこと（同令第 4 条）が大きな変更点となっています。

2 初期環境評価（IEE）に関するリストのアップデート

2010 年 3 月 12 日には、天然資源管理省から、初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リストの受理および交付に関する合意（No.697/PMO.WREA）による分類リストが発表されていました。2013 年 12 月 17 日には、さらに、天然資源管理省から初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リストの受理と交付に関する合意（No.8056/PMO.WREA）により、分類リストがアップデートされています。分類リストは、以下の通りです。

<アップデートされた分類リスト>

投資の種類とその他の活動		第 1 類	第 2 類
		IEE が必要	EIA が必要
1. エネルギー資源開発事業			
電力開発			
1.1	水力発電ダム建設	①1-15MW あるいは ②貯水 2 億 m ³ 以下、あるいは③貯水面 1500ha 以下	①15MW 以上 あるいは ②貯水 2 億 m ³ 以上、あるいは③貯水面 1500ha 以上

1.2	原子力発電事業	あらゆる事業	
1.3.	天然ガスによる発電事業	5-50MW	50MW 以上
1.4	風力発電事業	風力 2-10	風力 10 以上
1.5	火力発電	10MW 未満	10MW 以上
ガスと原油開発事業			
1.6	原油・天然ガスパイプライン事業		あらゆる事業
1.7	原油あるいは天然ガス発掘		あらゆる事業
1.8	原油精製		あらゆる事業
1.9	原油貯蔵倉庫建設	5,000-50,000 m ³	50,000m ³ 以上
高電圧送電事業			
1.7	高電圧送電線建設		
1.8	高電圧 230kv 以上	15km 未満	15km 以上
1.9	高電圧 230kv 以下	あらゆる事業	
1.10	高電圧変圧所	10ha 未満	10ha 以上
2. 農林業セクターへの投資事業			
植林と作物			
2.1	工業植林・伐採事業	20-200ha	200ha 以上
2.2	工芸作物事業	20-400ha	400ha 以上
家畜飼養と養魚			
2.3	大型家畜：牛、水牛、馬、その他	500 頭未満	
2.4	家禽類の飼育	5000 羽未満	
2.5	養豚	500 頭未満	
2.6	池での養魚と水棲動物の飼育事業	10ha 未満	
2.7	河川での養魚と水棲動物の飼育事業	300m ² 未満	
2.8	ワニの飼育事業	100 匹未満	
3. 加工工業セクターへの投資事業			
食品加工業			
3.1	製造、加工、保存（肉、魚、果物、食用油）と飼料	1 トン/日未満	1 トン/日以上
3.2	乳業に関する工場	40 トン/日未満	40 トン/日以上

3.3	製粉や関連製品工場	40-80 トン/日未満	80 トン/日以上
3.4	砂糖に関する工場	30 トン/日未満	30 トン/日以上
3.5	アルコールに関する工場	年間 50 トン未満	年間 50 トン以上
3.6	鉱物を含まない飲料と飲料水工場	あらゆる事業	
3.7	たばこ生産工場	あらゆる事業	
布、製紙、製材工業			
3.8	衣服、縫製、毛皮染色工場	あらゆる事業	
3.9	皮のなめし工場	あらゆる事業	
3.10	皮製品工場	年間 100 万個未満	年間 100 万個以上
3.11	ラタン、工芸品工場	あらゆる事業	
3.12	製材工場	年間 100 万個未満	年間 100 万個以上
3.13	製紙工場	30 トン未満/日	30 トン以上/日
3.14	印刷工場	あらゆる事業	
化学製品と医療器具製造工場			
3.15	化石燃料関連工場	あらゆる事業	
3.16	化学製品関連工場	あらゆる事業	
3.17	製薬、生薬関連工場	あらゆる事業	
3.18	衛生品、化粧品工場	10 トン未満/日	10 トン以上/日
3.19	ゴム、天然ゴム関連工場	年間 50-200 トン未満	年間 200 トン以上
3.20	プラスチック関連工場	年間 400 トン未満	年間 400 トン以上
非金属鉱物製品関連工業			
3.21	ガラス関連工場	あらゆる事業	
3.22	非金属鉱物製品関連工場	あらゆる事業	
3.23	セメント、石灰、プラスタール関連工場	20 トン未満/時	20 トン以上/時
精錬工業			
3.24	鉄、加工鉄関連工場	年間 5,000 トン未満	年間 5,000 トン以上
3.25	鉄ではない金属加工関連工場	あらゆる事業	
3.26	鉄の精錬工場	50 トン/日未満	50 トン/日以上
3.27	鉄以外の金属精錬工場	あらゆる事業	

3.28	タンク、金属槽生産関連工場	あらゆる事業	
3.29	変圧器関連工場	あらゆる事業	
その他の工業			
3.30	家庭内消費物、事務所、電化製品 関連工場	あらゆる事業	
3.31	バッテリー、電池製造工場	年間 70 トン未満	年間 70 トン以上
3.32	車輜、エンジン関連部品関連工場	年間 1,000 トン未満	年間 1,000 トン以上
3.33	自転車、車いす製造工場	年間 1,000 人未満	年間 1,000 人以上
3.34	家具関連工場	年間 1,000 個未満	年間 1,000 個以上
3.35	上水道関連工場	あらゆる事業	
廃棄物関連			
3.36	危険でない廃棄物の保管	年間 5,000 トン未満	年間 5,000 トン以上
3.37	危険な廃棄物の保管	あらゆる事業	
3.38	危険な廃棄物の分別	あらゆる事業	
3.39	廃棄物の管理サービス	あらゆる事業	
3.4	廃棄物の再生工場建設	あらゆる事業	
3.41	廃棄物の焼却炉建設	あらゆる事業	
3.42	浄水施設	50,000 人未満	50,000 人以上
3.43	工場排水処理施設	あらゆる事業	
3.44	下水管建設	あらゆる事業	
4. 公共事業サービスセクターへの投資事業			
4.1	公共に影響をもたらす池、河川、 水路の埋め立て事業	あらゆる事業	
4.2	ニュータウン建設事業	50 部屋未満	
4.3	ゴルフ場建設事業	あらゆる事業	
4.4	総合競技場建設事業	あらゆる事業	
4.5	ホテルあるいはレストラン建設事 業	80 部屋未満	80 部屋以上
4.6	総合ホテル建設事業	50 部屋未満	50 部屋以上

4.7	国家自然保全地区の観光、休養地開発事業	あらゆる事業	
4.8	経済特区、経済特別区の建設と開発	あらゆる事業	
4.9	病院建設	80床未満	80床以上
4.1	鉄道建設事業	あらゆる事業	
4.11	新道路建設事業（国道、県道、郡道、地方道、特別道）	あらゆる事業	
4.12	国道、県道、郡道、地方道、特別道の舗装	あらゆる事業	
4.13	空港建設	あらゆる事業	
4.14	通信ネットワーク建設事業	あらゆる事業	
4.15	水運事業（船舶輸送事業）	200トン未満	200トン以上
4.16	船着き場事業	あらゆる事業	
4.16.1	乗客用船着き場事業	500トン未満 （船の重量は含まず）	500トン以上 （船の重量は含まず）
4.16.2	商品用船着き場事業	500トン以下 （船の重量は含まず）	500トン以上 （船の重量は含まず）
4.16.3	危険物用船着き場	あらゆる事業	
4.17	護岸工事	1km未満	1km以上
5. 鉱物セクターへの投資事業			
鉱物の採掘と加工事業			
5.1	河川の石、砂の採取事業	1,000-50,000m ³ 未満/日	50,000m ³ 以上/日
5.2	石の掘削粉碎事業	50トン未満/日	50トン以上/日
5.3	地表面の建築用資材（土、石、砂）の採取	年間100,000m ³ 未満あるいは面積20ha未満	年間100,000m ³ 以上あるいは面積20ha以上
5.4	化学薬品を使用しない鉱物の採掘事業	あらゆる事業	
5.5	危険な化学薬品を使用する鉱物の採掘事業	あらゆる事業	

5.6	鉱物加工事業	年間 50,000 トン未満	年間 50,000 トン以上
水の利用と管理事業			
5.7	工業、農業、商業地区消費用のための地下水の掘削と利用	500-5,000m ³ 未満/日	5,000m ³ 以上/日
5.8	貯水槽とダムの建設	1-2 億 m ³ あるいはダムの高さ 10m 未満	2 億 m ³ あるいはダムの高さ 10m 以上

3 土壌の環境基準

ラオスの土壌環境基準については、2009 年 12 月 7 日付国家環境基準に関する合意 (No2734/PMO) で規定されています。同合意第 4 条によれば、居住地と農地の土壌環境基準は以下の表の基準値を超えてはならないと規定されています。

<居住地と農地の土壌環境基準>

項目	化学記号	単位	基準値(以下)
1 揮発性有機化合物			
ベンゼン	C ₆ H ₆	mg/kg	0.5
四塩化炭素	CCl ₄	mg/kg	89
1.2 ジクロロエタン	CH ₂ Cl-Cl ₂ Cl	mg/kg	230
1.1 ジクロロエチレン	CCl ₂ =CH ₂	mg/kg	1,700
シス 1.2 ジクロロエチレン	CHCl=CHCl	mg/kg	57
トランス 1.2 ジクロロエチレン	CHCl=CHCl	mg/kg	520
ジクロロメタン	CH ₂ Cl ₂	mg/kg	28
エチルベンゼン	Cl ₂ CIC-CH ₃	mg/kg	630
スチレン	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	mg/kg	8.4
テトラクロロエチレン	C ₂ Cl ₄	mg/kg	210
トルエン	C ₆ H ₅ -CH ₃	mg/kg	6.5
トリクロロエタン	Cl ₂ C=CHCl	mg/kg	2.5
1.1.1 トリクロロエタン	Cl ₃ C-CH ₃	mg/kg	3.5
1.1.2 トリクロロエタン	Cl ₂ CH-CH ₂ Cl	mg/kg	43
トータルキシレン	(CH ₃ -C ₆ H ₄ -CH ₃)	mg/kg	63
2 重金属			
ヒ素	As	mg/kg	3.9
カドミウム	Cd	mg/kg	37
クロム	Cr ⁺⁶	mg/kg	300
鉛	Pb	mg/kg	400

マンガン	Mn	mg/kg	1,800
水銀	Hg	mg/kg	23
ニッケル	Ni	mg/kg	1,600
セレン	Se	mg/kg	390
3 除草剤			
アトラジン	C ₈ H ₁₄ ClN ₅	mg/kg	22
クロルダン		mg/kg	16
2,4D		mg/kg	690
DDT	DDT	mg/kg	17
ディルドリン	C ₁₂ H ₈ Cl ₆ O	mg/kg	0.3
ヘプタクロル	Cl ₇	mg/kg	1.1
ヘプタクロルエポキシド		mg/kg	0.5
リンデン		mg/kg	4.4
4 他の化学物質			
ベンゾピレン		mg/kg	0.6
シアン化合物	CN ⁻	mg/kg	11
ポリ塩化ビフェニル	PCBs	mg/kg	2.2
塩化ビニル			1.5

4 騒音規制

ラオスの騒音環境基準については、2009年12月7日付国家環境基準に関する合意（No2734/PMO）で規定されています。同合意第4条によれば、基準は以下の表の基準値を超えてはならないと規定されています。

<騒音環境基準>

基準	測定方法
最大騒音レベルは115デシベル以下	大幅に変動する騒音レベルを比較し測定する
24時間の平均騒音レベルは70デシベル以下	ある時間範囲に変動する騒音レベルを測定する

<特定の場所における（基準時間帯の）騒音基準>

地域の種類	基準値 デシベル dB(A)		
	基準時間帯 6:00-18:00	18:00-22:00	22:00-6:00
閑静な場所：病院、図書館、診療所、幼稚園、小学校	50	45	40
居住エリア：ホテル、家など	55	55	45
商業・サービス業施設	70	70	50
居住地区に近い小規模な工場	70	70	50

第 14 章 税制に関するアップデート その 1 (源泉徴収税および非居住者税務登録制度)

ラオスの税制については「ラオス投資ガイドブック 2016 第 17 条、第 18 条」にて概要を説明しています。本章では、源泉徴収税と非居住者税務登録制度に関するアップデートをご紹介します。

1 源泉徴収税の改正について

2016 年の改正税法では、以下の通り、非居住者である外国法人への支払いを行うラオス国内で登記された企業は、法人税相当の源泉徴収を支払う義務があります (改正税法第 39 条)。旧規定と比較しますと、より詳細に細分化されていますので、注意が必要です。

<業種別みなし利益率 (改正税法第 33 条) >

事業の種類	支払総額に対する比率	
	みなし利益率	法人税 (みなし利益率の 24%)
製造業(農業、工業)	3%	0.72%
商業	5%	1.20%
サービス業		
1 運輸・旅客業	5%	1.20%
2 建設・修理業	10%	2.00%
3 木材売買、森林資源調査、鉱業	20%	4.80%
4 植林の伐採、売買業	5%	1.20%
5 赤土・黒土、砂利、砂の掘削を含めた盛り土サービス業	15%	1.92%
6 娯楽サービス業	25%	6.00%
7 法律、ビジネス、エンジニアに関するコンサル業	10%	2.40%
8 代理店、仲介業	20%	4.80%
9 土地開発・建物販売業	20%	4.80%
その他のサービス業	10%	2.40%

2 非居住者税務登録制度について

ラオスでは、政府開発援助やコンセッション関連のプロジェクトにて、ラオス国外から建設サービスなどをラオス国内で提供するケースも散見されます。その場合における非居住法人の税務登録制度についてご紹介します。

(1) Temporary Tax Payment Monitoring Certificate 制度の概要

ラオスにおいては、非居住法人の税務登録制度に近いものとして、Temporary Tax Payment Monitoring Certificate（以下、「TTPMC」といいます）という制度が存在しています。TTPMCは「鉱山および電力事業分野における税金徴収管理体制に関する指示書 364 号（215 年 2 月 17 日付、以下「指示書」といいます）」において、詳細に規定されています。

同指示書は、鉱山および電力分野において供給活動を行なっている各事業者から、税金を確実に徴収し、脱税を防止するための管理規定です。鉱山および電力分野において、ラオスで事業を行っているラオス人、および、永住あるいは一時的に居住している外国人の個人または法人を対象としています（同指示書第 1 条）。

ラオスにおいて納税番号を取得していない外国の請負会社は、ラオス政府に許可された鉱山および電力プロジェクトの契約に従い、商品やサービスを提供する場合に、事前に TTPMC を取得しなくてはなりません。また、請負プロジェクトごとに TTPMC を取得する必要があります（同指示書第 4 条）。

(2) TTPMC の取得方法について

TTPMC 申請に必要な提出書類は以下の通りです（指示書第 4 条）。

- ア 政府およびプロジェクト事業主体である国営企業からのレター
- イ 請負契約書¹⁴
- ウ 申請者の居住国の会社関連書類一式
- エ 責任者および会計担当者のパスポートの写し
- オ 村長の署名済住所証明
- カ 事務所地図
- キ 事務所電話番号
- ク FAX 番号
- ケ 事務所の賃貸契約書
- コ 責任者の写真 2 枚（3×4 cm）
- サ その他関連する文書

上記書類を当局に提出すると、TTPMC が発行されます。その後、タックスインボイス、会社印、ラオス国内における銀行口座開設許可を得ることができます（同指示書第 4 条）。

¹⁴ 実務上、①メインコントラクターの場合は、政府とのコンセッション契約書および請負契約書（公証要）が要求されます。②サブコントラクターの場合、コンセッション契約とメインコントラクターとの契約書および請負契約書（公証要）が要求され、③サブサブコントラクターの場合、メインコントラクターとサブコンとの契約書および請負契約書（公証要）の提出義務を負います。

(3) TTPMC の納税義務について

各事業体は、政府に対して税金の納税報告を月次、四半期、半期、年次あるいは必要に応じて提供すると同時に、元請けおよび下請け業者の数、事業にかかわるラオス人の人数、外国人労働者の人数などの情報も提供する義務があります（同指示書第 5 条、第 12 条）。脱税目的で類似する行為や虚偽申告をした場合は、罰則が科されますのでご注意ください（同指示書第 15 条）。

なお、罰則規定は以下の通りです（指示書第 15 条）。

- ア 税金申告や税務局への提出書類等、同指示書で規定された日を過ぎて提出した場合は、1 日超過ごとに 10 万キープの罰金が科されます。
- イ コンセッション事業会社、コントラクター、サブコンストラクターが、脱税のために下請け会社や国内外の労働者の存在を隠していた場合、脱税していた額が計算され、さらに法律に則り罰金が科されます。
- ウ 事実と異なる低い給与を基礎に所得税を計算している場合、あるいは会社の支出リストと異なる額を申告している場合、あるいは納税していないか、もしくは納税額が少ない場合は、税務当局は下請け契約額の 20% を強制的に算出し、プロジェクト終了後に、その額に 10% をかけた額を納税額とし、さらに罰金が科されます。
- エ VAT や賃貸収入による所得、物やサービスの売買など事実と異なる申告をした場合、あるいは支出リストと異なる申告をした場合、税務当局は、地方の市場価格に基づいて再計算することができ、さらに罰金が科されます。
- オ 外国通貨の入金、送金、支払い等を銀行を通さずに行った場合、政府が定期的に通知する規定に従う必要があります。
- カ 法律、首相令、命令、コンセッション契約、その他関連する規制等に違反した場合は、定められた規定に則り罰せられます。

第 15 章 税制に関するアップデート その 2 (コンセッション契約)

ラオスでは、日系企業のコンセッションでの投資や事業活動が行われていますが、コンセッション契約により生ずる付加価値税 (VAT) について、問題に直面するケースがあります。

例えば、該当するコンセッションプロジェクトにおいて、サブコントラクターとサブサブコントラクターとの取引について、近年では税務当局より VAT の納付の指摘を受けるケースが散見され、コンセッション契約上の VAT 免税措置の射程が問題になります。

1 コンセッション契約に関する VAT の取り扱い

まず、前提として、2015 年 7 月 13 日付で改正付加価値税法 (以下、「VAT 法」といいます) 第 12 条によれば、以下の通り、農業教育、金融や医療等に関する一定の取引に関して、VAT は非課税とされています。

コンセッション契約における VAT の取り扱いについて、個別規定は存在していません。なお、下記 VAT 非課税取引一覧の最終段の「無償資金協力事業」に関しては、VAT が免除されることとなっていますが、コンセッション事業は必ずしも「無償資金協力事業」には該当ないと思われれます。

<VAT非課税取引一覧>

- | | |
|---|---|
| ア | 未加工の、または皮が剥がされている、粉碎されている、燻製になっている、製粉されているといったような予備処理のみ実施されている農産物の輸入、販売 |
| イ | 体の全体、または体の一部を含む、生きている、あるいは死んだ状態のあらゆる種類の動物で、新鮮な盛り付け、または無腐状態の形態のものを含む未処理状態または予備処理のみが実施されているもの |
| ウ | 産業用、果実用、医療用の植林ならびに栽培用の供給品 |
| エ | あらゆる種類の作物の種、繁殖用の動物、動物用飼料ならびにワクチン、動物用飼料製作において使用する、ならびにワクチンの生産用に使用する原材料の輸入および販売 |
| オ | 有機肥料の生産において使用される原材料、農産処理製品、有機肥料、生態系、ならびに人間や動物の健康および命に対して危険性がない肥料、および殺虫剤 |
| カ | 農業活動において使用される機材および機器の輸入、販売 |
| キ | 国家による研究、試験、科学的解析、ならびに国家により認可された事業者による解析、試験を目的とする化学物質の輸入 |
| ク | 印紙または切手の輸入および販売 |
| ケ | 飛行機、および国内および国際航空輸送において使用される機器の輸入 |
| コ | 国際航空輸送で使用される燃料、その他の油、ならびに国際航空輸送サービスを提供する飛行機に搭載される補充品 |

- サ 大使館、国際条約協定、ラオスが公認する国際組織により公式に使用される商品、および関連官庁により事前に認可された商品の輸入
- シ 関連省庁から認可されている教育活動に寄与するコンピュータ、プロジェクタ、およびその他の近代的な教育機器を含む学習および教育教科書、近代的な学習、教育機器の輸入、販売
- ス 政治的政策について報道し、政治的義務を果たす認可されている新聞、政治的雑誌、非営利、非嘲笑的かつ非刺激的なテレビならびにラジオ番組
- セ 保育園、幼稚園、初等学校、中等学校、専門学校、職業訓練所、短期大学、学会、および大学といったような組織により提供される教育サービス
- ソ ラオスの中央銀行により認可されている商業銀行または金融機関における預金および貸付利子
- タ ラオスの中央銀行、またはそれにより認可されている者による紙幣を確保するために輸入される金の延べ棒、または紙幣または貨幣の輸入
- チ 健康保険、生命保険、家畜保険、ならびに植樹保険の提供
- ツ 人間および動物の検査、治療、および診断
- テ 伝統的な薬剤、動物用医薬品、人間または動物への移植用の人工臓器、人間の血液、ならびに支援用機器、身体障害者ならびに高齢用の車椅子の輸入、販売
- ト 病院、保健所における公共サービス医療道具、機器、診断機器の輸入、販売
- ナ 国家当局ならびに専門的な業務、公共の利益に仕える市民団体による消防車、救急車、修理設備を搭載した車両、野外テレビおよびラジオ放送車両、その他の専門車両の輸入
- ニ 管理業務に使用される車両を除く国防、公安に仕える車両
- ヌ 相続した遺産を除く、海外において業務上の成果をあげた学生、公務員、外交官、ならびに国内に永住を希望する外国人の、選ばれた、そして個人的な所有品および贈与品の関税法に基づいた輸入
- ネ 政府と外国との間で締結した契約、協定、合意により定義された無償資金協力事業において供給される商品およびサービス

2 対応方法

上記の通り、コンセッション契約における VAT 恩典内容は、VAT 法に基づくものではなく、具体的な内容は、個別のコンセッション契約で定められることになります。

冒頭で例示した、サブコントラクターとサブサブコントラクターの取引に関する VAT 免税措置については、コンセッション契約に明記できるよう、コンセッション契約締結前に十分に内容検討の上、当局と交渉すべきです。

第 16 章 税制に関するアップデート その 3 (経済特区入居企業に関する VAT の取り扱い)

経済特別区（以下、「SEZ」といいます）に入居している企業に対して、SEZ 外部の企業がサービスを提供する場合に、入居企業は VAT の免税措置を受けているので、当該取引には、所轄税務署の担当者から VAT は発生しないという指摘や回答を得るケースがあります。SEZ 入居企業に対する VAT の考え方について、以下の通り、整理致します。

SEZ に関する規定は、SEZ 毎に規定されていますが、例えば、サワンセノ経済特別区の場合、サワンセノ経済特区の管理規則および奨励政策に関する首相令第 25 条第 1 項で、以下の通り規定しています。

SEZ 内で活動許可を得ている企業体が、SEZ 内で利用、加工、生産、販売するために海外から商品や物を輸入する場合は、VAT は課税されない

さらに第 25 条第 2 項では、以下の通り、規定されています。

生産、貿易、サービス業、輸入業において SEZ 内で事業許可を得ているものは、SEZ 外で製品、商品の販売、サービスの提供を行う場合、第 9 条のリストにある商品については、VAT が免税される

以上により、VAT 免除の対象は、サワンセノ経済特別区内に輸入される物品のみであるといえます。つまり、原則として、サワンセノ SEZ に入居していたとしても、国内外からのサービスの利用については、VAT は免除されないこととなります¹⁵。

しかしながら、「2015年3月26日付国内特別経済区および特定経済区内の税制実施(No521)」SEZ 委員長をはじめ SEZ 内で事業を行っている開発者、投資家、職員等宛に発行された財務省からの通達が存在しており、同通達によると、「SEZ 内で売買される商品およびサービスを含め、電気代、水道代に課税される付加価値税率は 5%とする。また、その他税金および手数料は通常の半額とする」と定められています。

さらに、「2015年9月28日付タートルアン湿地帯特定経済区および国内特別経済区における投資奨励措置にかかる首相の合意(No.73)」では、さらに詳細に VAT の取扱に関して規定

¹⁵ サワン・セノ経済特区委員会より、SEZ 内に入居している企業に対して「サワン・セノ SEZ 内における、税関および税金にかかる恩典の実施に関する通達(2012年11月28日付)が公布されています。当通達第 3 条第 1 項、第 2 項によれば、サービスについても VAT の免税が認める可能性があるとも思われます。ただし本点について、2017年4月31日税務当局にでのヒアリングでは、同通達は既に有効ではなく、SEZ 内の税制は、「2015年9月28日付タートルアン湿地帯特定経済区および国内特別経済区における投資奨励措置にかかる首相の合意(No73)」に基づいて処理されているとの回答でした。

しています。

「付加価値税の税率」に関して、同合意（No.73）第5条では、以下の通り規定しています。

第1項	SEZに輸入、SEZ内で生産、消費される商品、物品、サービスにかかる VAT は 5 % とする
第2項	海外へ輸出するために SEZ 内で製造した商品、物品にかかる VAT は 0%とする
第3項	SEZ 内から SEZ 外へ輸出され販売、消費、提供された商品およびサービスにかかる VAT はラオス国内の税法に従う

同合意第1条に従い、SEZ 外の会社が SEZ 内の会社へサービスを提供した場合は、VAT は 10%ではなく、5%課税するというのが、税務当局の見解だといえます。

ただし、当該 VAT の取り扱いについては、上記の通り色々な通達が発行されており、どの通達が有効なのか不明確な状態です。かつ、所轄の税務担当者レベルで回答が異なることが多く、個別具体的な事案については所轄当局に事前に確認の上、対処されることが強く推奨されます。

2 経済特区から商品を輸入する場合

(事例 1)

VAT 納税登録事業者である輸出入会社 A がサワン・セノ経済特区から洗濯機 50 台（総額 50,000,000 キープ）をラオス国内で販売するために輸入しました。輸入税 15%、物品税率は 10%、VAT10%と設定します。

関税および輸入にかかる税金は以下の通り、計算されます。

(計算例 1)

- ア 輸入関税申告総額：50,000,000 キープ
- イ 関税額：50,000,000 キープ×15%=7,500,000 キープ
- ウ 物品税：(50,000,000 キープ+7,500,000 キープ×10%)=5,750,000 キープ
- エ VAT 計算の基礎となる額：(50,000,000 キープ+7,500,000 キープ+5,750,000 キープ=6,325,0000 キープ
- オ VAT：63,250,000 キープ×10% =6,325,000 キープ

以上より、輸出入業者 A が商品輸入にかかる輸入関税と税金を以下の通り支払うことになります。

- ア 関税：7,500,000 キープ
- イ 各種税金（物品税、VAT）=12,075,000 キープ

総額（ア+イ）：19,575,000 キープ

(引用元：ガイドライン p28)

3 不動産事業に課税される VAT

(事例 2)

B 社は 100 ヘクタールの土地を政府から賃借し、経済特区開発者としてインフラ整備を行っています。政府の土地の賃借期間は 50 年間とし、賃借料は年間 10,000 キープ/m²という設定とします。また、C 社が経済特区内に工場を建設するために、20,000 m²の土地を B 社より賃借しました。賃借期間は 30 年間とし、賃借料は年間 25,000 キープ/m²です。なお、支払いは 1 年ごととします。

(計算例 2)

ア VAT の計算の基礎となる額 (20,000 平米×25,000 キープ) =500,000,000 キープ

イ VAT は、500,000,000 キープ×10%=5,000,000 キープ

なお、B 社が政府から借用した土地 20,000 m²×10,000 キープ=200,000,000 キープの土地賃貸料金は、B 社の初期資本金として損金算入が可能となります。

(引用元：ガイドライン p40)

4 レンタル事業に課税される VAT

(事例 3)

建設機械などのレンタル事業を実施している VAT 登録業者 A 社が、ショベルカーをラオス国内の VAT 登録者 B 社に 1 ヶ月間、20,000,000 キープでレンタルしました。レンタル契約は 3 ヶ月間と設定します。

20,000,000 キープ×3 ヶ月=60,000,000 キープ

レンタル料に課税される VAT は 60,000,000 キープ×10%=6,000,000 キープ

VAT 登録事業者 B がレンタル業者から借りた上記ショベルカーを使用して国内で 3 ヶ月、100,000,000 キープで掘削サービスを提供しました。

(計算例 3)

掘削サービスに付加する VAT は 100,000,000 キープ×10%=10,000,000 キープ(売上 VAT) 業者 B の納税額は、業者 B がレンタル料として支払った VAT (仕入れ VAT) 6,000,000 キープが控除されるため、VAT 納税額は 10,000,000 キープ-6,000,000 キープ=4,000,000 キープになります。

(引用元：ガイドライン p41)

第 18 章 付加価値税関連法規に関するアップデート その 2

前章と同様に、同ガイドラインの例を参考までにご紹介します。

1 コンサルティングサービスに関する VAT

ラオス国内において供給されるコンサルティングサービスに対しては、当然に VAT が課税されます。コンサルティング業務がラオスに関する事項であった場合は、サービスの受け手が、ラオス国内居住者であるか否かを問わず、当該サービスはラオス国内で提供されたとみなされ、そのサービスに対して VAT が課税されることが、ガイドラインに記載されています。

2 金融機関に対する VAT 課税について

(事例)

ラオス中央銀行より承認された商業銀行あるいは金融機関は、預金の利子、貸付利子、送金にかかる手数料、および外貨売買により生ずる手数料に対しては、VAT は免除されます。VAT が免除される金融機関とは、「ラオス中央銀行から許可あるいは承認された金融機関であること」と文書に明示されていることが必要です。例えば、ラオスの中央銀行から承認をされ、クロスボーダーローンが実施されている場合、海外に本拠が存在する海外の商業銀行もラオス中央銀行より承認された銀行としてみなされます（ラオス中央銀行回答）。

銀行やマイクロファイナンス金融機関を含めた VAT 登録事業者が、他人に商品を販売した場合、対価の有無、支払いが一括あるいは複数回に関わらず、VAT が課税されます(ガイドライン)。

例えば、ローン契約に基づいて返済することができない債務者の車両を差し押さえ、その車両を販売した場合も VAT が課税されます。

3 商品または財産の販売に対する VAT 課税について

(事例)

リース会社 A 社は、B 氏に 5,000,000,000 キープを貸し、ローン契約の中で、返済期間を 3 年間で規定しました。1 ヶ月の利息は 3% とします。契約後、3 年が経過しましたが、全額を返済することができず、リース会社へ自己の車両を未返済額と同じ金額で売却を行いました。リース会社 A 社は、当該車両を 55,000 ドルで第三者に売却しました (1USD=8,000 キープ)。

VAT の計算方法は以下の通りとなります。

(計算例)

ア VAT を課税する基礎となる額 (キープ) :

$$55,000 \text{ ドル} \times 8,000 \text{ キープ} = 440,000,000 \text{ キープ}$$

イ VAT : $440,000,000 \text{ キープ} \times 10\% = 44,000,000 \text{ キープ}$

(ガイドライン p34)

以 上